

招集期日 平成23年5月25日(水曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 5月25日(水曜日)午後 1時30分

閉 会 5月25日(水曜日)午後 5時47分

出席委員	委員長	駒井 勲	副委員長	金澤 秀信
	委員	安道 佳子	委員	吉澤 かつら
	委員	山本 秀和	委員	向口 文恵
	委員	横田 淳一	委員	小島 清人
	委員	宮岡 幸江		

欠席委員 な し

委員会に出席した事務局職員	都 築 敏 夫	原 嵩 秀 男
	高 山 勇	玉 井 栄 治
	鹿 山 明 美	沼 井 俊 明

△ 開会及び開議の宣告（午後 1時30分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

それでは、次第により進めていきたいと思えます。

本日は、短期の検討課題の中から、持ち帰りとしております検討課題について協議願います。

まず、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の全面公開について協議願います。

資料2をごらんください。前回の委員会では、事務局に委員会条例の改正案と委員会傍聴規程の素案の作成をお願いし、それをもとに協議することとなっております。

それでは、事務局から説明をお願いしたいと思います。

議会事務局主幹 それでは、お手元の資料2をごらんいただきたいと思えます。

まず、委員会条例の改正案ということが一番表に来ているかと思うのですがけれども、まず現行の委員会条例第19条は、傍聴の取扱というくくりで、傍聴に関する規定を2項の中で述べております。改正案としましては、傍聴の取り扱いと言うよりは、今回委員会の公開ということテーマにしておりますので、委員会の公開等という見出しにしまして、第19条の第1項におきまして、委員会の会議は、公開すると、こう単純明快な一文にしてみました。

第2項は、現行の第2項をそのまま退場を命ずることができる規定を残してあります。

第3項を新規に追加しまして、前二項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定めるということで規定を追加したいものでございます。

参考としまして、第19条の次に第20条ということで、秘密会という規定がございます。秘密会とすることができるというこの第20条は、現行どおり残しておいたほうがよろしいのかなということで、参考として第20条を記載しております。

続きまして、委員会傍聴規程（案）ということで、たたき台ということで、事務局案を作成してみました。

まず、第1条は、委員会条例の規定に基づきということで、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるということが1条です。

それから、第2条で、傍聴の手續、これは基本的に現在とほとんど、ほとんどというか、全く同じなのですけれども、傍聴受付票に住所、氏名を記入するということで、第3条が定員を定めた条項で、1委員会につき議員や報道関係者も全部含めて20人というとりあえず原

案を出してみました。20人とするという事です。

第4条におきましては、傍聴人の決定ということで、4号に列記したものでございますけれども、まず(1)としまして、「定員に達するまでは、受付順」。(2)としまして、「定員に達した後は、傍聴人の退室に応じて受付順に決定する。」ということで、定員に達してしまっ後は入室はできないのですけれども、もし既に傍聴している方が退室すれば、その人数に応じて受付順に決定するというものです。第3号としましては、開会前に傍聴希望者が定員を超えてしまった場合、この場合は抽選として、受付順にくじを引き決定する。この抽選で20人の定員を超えた場合にはという意味ですけれども、基本的には入れないのですけれども、既に入っている方が退室した場合には、それに依じて抽選結果の21番目の人から順次入れるという規定でございます。(4)につきましては、開会後の、途中のというようなイメージでつくってみました。途中のある特定の議題に対する傍聴希望者が定員を超えた場合には、また(2)、(3)と同じような例によるということで、同じような手続で決めていこうということでございます。

それから、第5条につきましては、傍聴人の入室ということで、傍聴人の委員会への入室は、開会前又は休憩中とするということで、会議途中ではばらばら入室するというのも余り好ましくないのかなと思ひまして、開会前又は休憩中と、どうしても途中で入れたい場合には委員長が休憩をとるとか、そういった措置で入れられるのではないかとということで、そういった第5条を設けてみました。

第6条につきましては、傍聴の禁止ということで、以下に掲げるような方は、傍聴することができないという規定でございます。

第7条につきましては、さらにこういったことはしてはいけませんよということ10項目ほど並べてあります。基本的にはこの辺は本会議のほうの傍聴規則とほぼ同じような内容で、若干パソコンとか、携帯電話あたりをつけ加えた部分はございます。

それから、第8条につきましては、写真や動画撮影、又は録音をしてはいけないということで禁止規定でございます。

それから、第9条は、すべて係員の指示に従うという規定で、第10条は、退場を命ぜられたとき又は秘密会の場合には、速やかに退場しなければならないとか、第2項におきましては、この規程に違反するとき、命令に従わないときはこれを退場させることができるという規定を設けてございます。

以上、第10条ほどの条文で規程(案)ということで、事務局のたたき台をつくってみました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

それでは、一応説明がありましたので、この点についてわからない点とか、ちょっと聞いておきたい点があれば、出していただきたいと思いますが、大丈夫ですか。

山本委員 事務局案の条例改正案第19条第2項の定義についてなのですけれども、委員長が必要があると認めるときに傍聴人の退場を命ずるとなっていますけれども、どういうケースを想定しておられるのか。秘密会の決定をなされた場合にはというのは傍聴規則にも別に定めがある第10条第1項ですか、ということです、秘密会の決定がなされた場合を除いてどのようなケースが想定されるのか、ちょっとご教示いただければと思いますが。

議会事務局主幹 特に深いというか、具体的な事例を想定して残したわけではございません。基本的には現行と同じことで、やはり必要があると認めるときは退場を命ずる規定が条例の中で規定されていたほうがよろしいのかなというレベルの話で、具体的には確かに規程のほうですべて、またさらにこういう場合は退場を命ずるとか、退場しなければならないとかということはあるのですけれども、第10条でも設けておるのですけれども、条例の中でやはり総体的な退場規定も残しておいたほうがいいのかということで、現行とりあえず原案としては残してあるというだけでございます。

以上です。

委員長 という説明ですが、よろしいですか。

ほかにありますか。

金澤委員 ほかになければお伺いします。

その受け付けなのですけれども、これは本人が開会前に来なければだめということなのですか。例えばほかの委員会が入っていたりとか、ほかの用事で議員が傍聴しようとしたときに、電話でちょっと頼むよとかというのは、これもう受け付けとして認めないという形になるのですか。

議会事務局主幹 第2条、ちょっと言葉不足の部分がもしかしたらあるのかもしれないのですけれども、ここはあくまでも議員を除くということで、議員の傍聴ないしは委員外議員につきましては、ここでは想定していないというか、もう特に受付票に住所、氏名記入するとか、そういう作業、手続をしてもらイメージはとっておりませんで、議員につきましては、フリーで傍聴なのかなと思われまして、特に議員に関する手続については、ここには盛り込んでございません。

以上です。

金澤委員 そこで、傍聴人の定義の話になるのですけれども、その定数との関係で、どうもその第2条、第3条、第4条を全般的に見てみると、その議員を含む、含まないがどうも明確ではないというか、あいまいなのですよね。例えば第2条では議員は除きますよと、受け付けしなくていいですよと、第3条では、20人の中に議員は含みますよとなっていますよね。第4条

では、その20人を超えた場合となりますよね。そこらがちょっとどうも整理が頭の中につかないのですけれども、これは例えばでは要するに基本的に議員を通常の一般の傍聴市民と同列に扱いますよと、ただ、受け付けだけはしなくても、氏名等は書かなくて、住所は書かなくていいけれども、基本的に同列に扱いますよということの前提なのですかね。

それと、あともう一つ気になったのが、以前お話ししたように、どうしても大変市民にも関心がある、委員外議員としても関心がある事項等について、部屋をその全協なりに移動して、議員も多く聞けるようにしようよとかという話が、意見が多く出たと思うのですけれども、そこらに対する規定もないのですよね。そこらはどのように整理すればいいのかわからないのですけれども。

宮岡幸江委員 ただいまのあれなのですけれども、これはたたき台であるから、そういうものは不足していると思えば、これにつき足すなり、削るなり、今おっしゃったようなことを入れ込めばいいのではないですか。

金澤委員 それはわかっているのですが、そこらがどうなっているのかを整理されているのかをああいふうに聞いて、いや、そこは想定していませんと言うのであれば、我々では足しましょうという、その次の話をしようと思っていたので、ではお願いできますか。

議会事務局主幹 第2条では、まず議員は想定していないということです。第3条につきましては、議員やすべて、報道関係もすべて含めてとにかく20人を、20人ということ、マックス20人を主眼とした規定でございます。この議論の中では、当然議員は何人とか、報道関係者は何人とか、一般は何人とかということも必要かなという議論も当然あるのですけれども、そうしますと、不足が出てきてしまう可能性があるのです、マックス20のほうが臨機応変に対応できるだろうという意味で20にしたものでございます。せんだってのその部屋の入れかえの規定は設けなかったのですけれども、20人ということでマックスとっておけば、特に部屋の移動云々を改めて考えなくてもいいのではないかという事務局のほうで思ったもので、特に改めて設けませんでした。

第4条につきましては、先ほども申しあげましたけれども、議員の傍聴につきましては、あくまでもこういうくじ引きだとか、受け付け順だとかということではなくて、最大限尊重するというので、例えば7人の委員会ですと15人までその他の議員さんがいらっしゃるわけですけれども、15人申し込みがあれば15人全部入れてしまおうかなというような原案になっております。

以上です。

金澤委員 十分整理させていただくと、要するにもう大体そのもめそうなのか、傍聴者がふえそうな案件に関しては、ここには規定しないけれども、最初から会場を全員協議会室に設定をしておけば、その要するに20人がマックスになったとしても混乱はないだろうというふうな

考え方ということよろしいですか。

議会事務局主幹 そういう考え方もあります。でも、基本的には例えば総務常任委員会だったら第1委員会室でやるというのを恒例にしておりますけれども、20人は何とか入れられるのではないかと、その案件にもよりますでしょうし、その執行部がどのぐらい入るかという案件にもよりますでしょうけれども、そういったですから部屋の規定をここで設けなくても、20人とおけばよろしいのではないかなという判断でございます。

金澤委員 もう一つの先ほどちょっと話もとに戻るのですけれども、要するに議員は基本的にできるだけ受けます、入れますよというような話はわかりました。それいいか悪いかは別にして。そうすると、その第4条の(3)で抽せんをしてしまうわけですよ。抽せんをして、20人を決めるわけです。そうすると8時半なら8時半の時点で市民がばつと30人来ましたと、20人までを決めましたとしますよね。そうすると9時半の委員会開会直前に議員が15人来たらどうするのですかと、可能性としてですよ。そこの整理をどういうふうにお考えなのか、考えればいいのか。

議会事務局主幹 これをつくってしまってから、それを気がつきまして、例えばなのですけれども、第2条で、議員を除くことだけしか書いてないのですけれども、議員については前日までに申し出ることとか、そういった規定を設けて、開会前に議員さんが何人入るのかというのは必ずきっちり把握しておいたほうがいいのかというのは感じました。ですから、そういった文面を追加することはやぶさかではないと思います。

以上です。

委員長 いいですか。

金澤委員 はい。

委員長 ほかにありますか。

委員外議員も前日申し込むというふうなこともありますし、その辺のところである程度議員のほうをはっきりしておけば、あと抽せんがスムーズにいくというふうな内容の流れではないかと思いますが。

ほかに質疑ありますか。よろしいですか。

〔(質問ということですよ)と言う人あり〕

委員長 まだ協議の前の段階で、わからない点をはっきりさせておくというふうなことで。

横田委員 今のそれはだからこれで前日ということに入れるということで、これで決めるという方向でいいのですよね。いいという、決まっていないな。まだこれから。

委員長 正式には決まっていなくても、参考として前日の委員外議員と同じように申し込んでおけば確定するからどうかというふうな、今の段階ではそういうふうな、決める、決めないということではなくて、そういうふうなことなら混乱はしないのではないというふうな、事

務局ではそういうふうなつもりでこの原案はつくったという内容でいいわけですよ、今の。議会事務局主幹 後から気がついたのですけれども、そういうことで議員さんの数を先に決めておけば、一般の市民の方のきょうは何人、この会には何人、この議題は何人というのが明確になるのかなと思います。

金澤委員 だから、確認ですけれども、要するに議員として前日までに、前日って、夕方ぐらいにしていたきたいのですけれども、前日までに連絡をしておけばいいけれども、おかなければ基本的にもう一般市民の傍聴と同じ扱いになりますよと、それは覚悟しておいてくださいねということいいわけですよ。それでいいと私は思っているのですけれども。

横田委員 私もここは規定しておいたほうがいいと思ったので、そういう形でこれでやるということで決めたらいいのではないかなと思ったので、今ちょっとお伺いしたのですけれども。

委員長 あと、だからこの文章の中にどう落としていくか、それとも別につくらないで、なるべくこの文章の中に落としていった方向の、今出ている中では考え方ではないかなという気はしますけれども。

〔(この中に) と言う人あり〕

委員長 はい。質問の今まで出た経過は大体。ほかにはありませんか。

ないようでしたら、保守系クラブから順次この検討をしていただいた内容についてご報告をお願いしたいと思います。保守系クラブから。いいですよ。

〔(検討した内容ですか) と言う人あり〕

委員長 はい。常任委員会。

〔(今のこれに関してではなくて、順番に) と言う人あり〕

委員長 この……

〔(今の件ですね) と言う人あり〕

委員長 最初にだから現行案という形で今出たのは、今の状況では許可を得た者が傍聴することができるという規定で、それが今度は委員会の会議は公開するという前提に立つと、その辺からずっと傍聴規程の内容について。

横田委員 保守系クラブでは、この委員会の全面公開はしたほうがいいということになりました。ただし、その今のこの規程、規程はしっかりとつくっておいて、その規程にのっとって全面公開をするという方向でやりたいという考えです。

委員長 今1点問題に出ているのは、その議員をどうするかというのは、横田委員のほうから出た内容で、どこかに落とし……

横田委員 そうです。これは載せておいたほうがいいと思います、規程の中に。

委員長 それでは、次に、公明党入間市議団さん、お願いします。

金澤委員 私も今、横田委員と同じように、基本的に委員会は原則公開の方向でいけばいいと思っ

ています。また、今皆さんからご指摘のありましたように、委員会の傍聴規程についても、先ほどの議員の取り扱いをもうちょっと明確化したものを整備できればというふうに思います。

あと補足なのですが、せっかくこれ委員会の全面公開するわけですから、今後中長期の課題にはなりますけれども、この委員会会議録を、委員会の会議録、議事録をホームページ上で本会議と同様に公開できればなおいいのかなという意見もつけ加えさせていただきます。

委員長 その委員会というのは、常任委員会、議運、特別委員会という内容ですね。

金澤委員 はい、そうです。

委員長 はい、わかりました。

次に、日本共産党入間市議会議員団、お願いします。

安道委員 うちの会派でも、この公開については、委員会の会議は公開するというふうなことで、この内容でいいのではないかというふうなことで、ここは問題がなかったです。この規則の案のほうになりますと、今ありましたけれども、議員を含めて委員会については20人とするというふうなことになる、さっきも議論がありましたけれども、場合によってはやはり議員も興味があって、市民の皆さんも興味があるというような案件というものはありますよね。それがマックス20となったときに、何の手だても打てないというのでは、私たちは今回この議会改革、開かれた議会と、市民に開かれた議会というふうなことを目指して取り組んでいこうとしているときに、ここの部分は何ら変化がないといいますか、大きく市民の皆さんに公開していくという姿勢は、この点でどうなのだろうか、ちょっと疑問に思ったところです。そうした点でいうと、前回も部屋を急遽広く入れるほうに確保できるとか、何かそういった別枠をやっぱりいざというときの手だてとなるようなものを盛り込んでおくというのが必要ではないのかなと。それで、議員の方がこれ議員を含めてとなったときに、さっきも議員が15人皆さん来たら、では市民の方はどうなの。報道も来て、市民の皆さん何人入れるのという話になりますよね。やっぱり市民の皆さんにまず広く開かれていくという議会目指すのであれば、ここのところはちょっと検討の余地があるのではないかというふうに思いましたけれども。

委員長 ありがとうございます。市民の皆さんというところがちょっとどれだけ入るかわからないから、そのところがちょっと。

安道委員 今マックス20ですよ。

委員長 マックス20だからね。ちょっとその辺のところ疑問だと。

安道委員 もう少し配慮する手だてはあるのではないかと。

委員長 みらい市民クラブ、山本委員。

山本委員 うちのほうはちょっともう白地のところから、別に白紙から自分のところで案をつくりま



したので、一致しているところとしていないところとあるわけですが、基本的にこの委員会を公開するという点については、うちから提案している話ですから、これはどんどん進めていきたいというふうに思っております。それが前提としてあって、今事務局案も参照させていただいたわけですが、何点かあるのですが、まず1点目として、条例の第19条第2項の規定は要らないのではないかなという気がします。というのは、第3項の部分で必要な事項は議長が定めるとなっていて、それに基づいてつくられている規程の中に、そういう場合は退場を命じるのだとか、制止をするとか、秘密会になったときは出てくださいとかいったことを全部規定されているわけですから、これは規則委任で、規程委任でいいのではないかなという気がしております。これは条文素直に読んだときに、これは委員長の裁量になってしまうわけですね。その傍聴の可否、秘密会の議決とは別の次元で、この第19条の2項を根拠にして、委員長の判断で出ていけという話になるように読めなくもないという部分は、ちょっと非常に心配でして、第1項の部分で公開すると決めている以上は、限定列挙の形で退場する場合はきちっと明示されているべきで、委員長裁量で退場を命じることができるということになるというのは、ちょっとどうかなという気がしております。その点はちょっと検討の余地があるかなというふうに思っております。

あと、規程の関係で、定員の関係、今し方各委員さんからも出たのですが、うちのほうでちょっと私案で考えてみた分ていくと、想定員を少な目に設定した上で、当日の状況を見て委員会の判断で適宜増員できるという規定をつけておくといった形でフレキシブルにやれるのではないかなと、減らされたら困りますけれども、例えば20人マックス入りますよと、キャパシティーとして。それを例えば所定の定員が例えばこれを15人にしておくとか、10人にしておくとかいうような形の決めにしておいて、当日どれだけ人が集まるかを見たところで、そのではもうきょう17人だから、ではもう皆さん入ってくださいみたいな形で、委員会なり、あるいはこれは委員長の判断で、当日の状況を見てフレキシブルにその定員をふやす方向で動かすことはできるような規定にしておくというのも一つの考え方かなという感じがしました。それが2点目。

またあと、手続として傍聴受付簿に名前を書くだけになっていますよね。事務処理考えると妥当な線という気もするのですが、実際に定員オーバーしている場合になると、入れる人、入れない人出てくるわけだから、それでいくと傍聴券は配ったほうがいいのではないかなという気が、手間かかりますけれども、傍聴券あるいは傍聴証のたぐいのものというのは、定員を超えた場合には発行したほうが委員会の議事整理の面でいくとあったほうがいいかなという気がしております。

それとあと、写真、撮影、録画の関係なのですが、これ事務局案では原則禁止で、ただし書きで委員長の許可ということになっているのですが、これでいくと委員長の許可を

得なければならないと、委員長ではないな。委員会の許可を得るといったことで、余りべからずで決めるよりは、許可を得なければならないみたいな義務規定におくほうがいいのかという気がしております。

うちとの関係、うちでつくった私案との相違点は大体そんな感じかな。

あと、これはちょっと関連になるのですけれども、あとこれ委員会に付随する委員会の協議会の扱いをどうするかという問題はちょっとここで検討しておいたほうがいいのかという気がしております。というのは、3年前だったかな、選挙公営の関係のガソリンの請求云々かんぬんという話が市民から出て、選管と委員会のほうで協議をして、規程の変更をお願いしたことがあるのですけれども、あれは所管事務調査の議決が間に合わなかったからだと思うのですが、協議会で処理をしております、それを見に来たかった方がたしかお一方いらっしゃった記憶がありまして、委員会だけ傍聴して、その本筋の部分は見れないままお帰りになってしまったというケースがあったのを記憶しております、委員会を原則公開するというので、ここで1歩前へ進めるわけですから、委員会の協議会についても、この部分についてはほかの代表者会議とか、中、長期でお願い申し上げている部分とはちょっと切り離して、この場でご検討をさせていただけるといいのかなという気がしております。特に委員会の活性化で所管事務調査等々も今短期の課題の中に入っていたかと思しますので、その部分の取り扱いとの絡みになるのですけれども、あわせてご検討いただければというふうに申し添えておきたいと思っております。

うちのほうとしては以上です。

委員長 ありがとうございます。

山本委員さんのほうで私案という形で一応文書をつくっているようなので、それ一応皆さんに配付していただいて、基本となるのは、事務局のたたき台というのが基本ですから。

〔(じゃ早く配ればよかったじゃんか) と言う人あり〕

委員長 いや、余り先に配ってしまうと、いろいろ内容的に混乱する内容があるので。

〔(いや、説明しているとき) と言う人あり〕

委員長 あるので、今配らせていただきました。一応今まで全員に回ったので、いろいろな話が出ました。皆さんの考えをいろいろ聞かせていただきたいと思っております。焦点を絞っていけば、最初の議員の扱いですね、議員の扱い。議員の扱いをどうしていくか。前日のあれは委員外議員ですか、と同じように前日までに申し出をしておくと、当日急遽見たいとか何とかということになれば、余り急でも今度は傍聴者がいる内容ですから、何分前にならないといけなとか、いろいろな考え方がありますが、その辺のところを出していただきたいと思っております。

小島委員 委員外議員の場合には、前日という規定があります。だけれども、一般の話を聞くだけで

来る場合だったら、一般の傍聴者と同じ扱いのほうがいいのではないかと思いますのですが、実際に議員の場合には、こういうことがありますというのは、もう前の段階である程度の流れも知っていますし、やはり一般の傍聴者の方よりも前にわかっていれば、やはり前日までに登録したいという旨を伝えておいたほうがいいのではないかと思います。やはりそうすると人数が読めて、20人の枠の中で何人を今度一般の傍聴者が抽せんするかという準備もできますし、その辺の旨のためには、やはり前日までに報告しておいたほうがいいのではないかと。ただ、そのときに席の問題がやっぱり出てくると思うのですけれども、その場合には、机があるのはふさわしいのかもしれませんが、場所的にはなかなかとることが難しいので、やはりその辺に関しては事務局のほうでちょっとある程度考えていただくような形をとってもらったほうがどうなのかということ。

以上です。

委員長 ありがとうございます。机もいろいろ、今きょう2台出ていますけれども、1台に原則とするとか、ある程度そういうふうなのは、みんなの申し合わせでなっていれば、それで進んでいくと思いますけれども。

はい、どうぞ。

金澤委員 確かに前日までに一般傍聴の方も前日までに届け出をしていただければ、確かにそれはそれで運営上は楽になると思うのですけれども、基本的に一般の方は電話受け付け認めない以上はね。

委員長 一般ではなくて、議員。議員、議員、議員。

金澤委員 議員について言っているのですか。では一般は別ですね。

委員長 一般、別。

金澤委員 ではいいです。

委員長 いいですか。

金澤委員 はい。

吉澤委員 その議員の傍聴について、確かに20人という中で、市民の方のその傍聴をしやすくするために、前日までにということ、それはでも申し合わせとして、原則その前日までに議員は申し込むということ、仮に議員も自分の委員会がぎりぎり終わって、あした例えば傍聴に急遽行けるわというときもあるかと思うのですよね。そういうときは例えば傍聴者が少なければ、それは前日までに申し込まなくても聞けるように、当日申し込みで。そういう意味では、規則に書くとそういう融通がきかなくなるのかなというふうにも思うのですけれども、それがどうなのですか。

委員長 いいですよ、どうぞ、どうぞ。

吉澤委員 今までの話で。

委員長 前日に申し込んでおいたほうがいいという。

吉澤委員 原則は申し込むのですよね。

委員長 うん、申し込むと。

〔(いいですか) と言う人あり〕

委員長 はい、どうぞ。

金澤委員 多分ちょっと誤解があるかと思うのですけれども、あくまでも定員の枠に縛られない優先の取り扱いをしてもらうためには、前日までに言ってくださいと、当日行って少ないから、では自分も聞こうかなというのは、これはもう一般市民の傍聴と同じなので、それはあくまでも何の制限もないということなので、前日までに言わないから次の日聞けるのに、人数少なくて聞けるのに入れないということではない。そこは違いますよね。

委員長 そこは大丈夫ですよ。

吉澤委員 はい。

委員長 だから、当日来たくて、席があいていれば自由に傍聴今までどおり入れるという内容の考えですよ。はい。

あとはどうですか。

〔(じゃいいですか) と言う人あり〕

委員長 はい、どうぞ。

金澤委員 ちょっとみらい市民クラブさんの規程案をざっと見させていただいた中で、その事務局案と比較して、いい面と悪いところ、悪いというか、そこまでも必要ないのではないかと、あとは傍聴規程の整理の方向だけということですので、ある意味、きょう時間もあれですので、またこれもワーキングチーム等に落としていただいて、会派1名出していただければ、もう一回そのみらい市民クラブさんの案と事務局案とをすり合わせをして、整理して、字句そろえて次までに当委員会に報告という形ではいかがでしょうか。

委員長 いかがですか。そういうふうな意見も出ましたが、あくまでも。

はい、どうぞ。

宮岡幸江委員 今、みらいさんから出たのはきょうですよ。これからやるということですか、今の質問だと。

〔(これはすり合わせです) と言う人あり〕

宮岡幸江委員 すり合わせを。それどうなのだろうか。これは以前に出ているものならということもあるのではないのかしら。幾日か前に私たち委員のほうに配られていれば、少しは考える余地もというか、すぐにでは小委員会というか、もできるかなとは思っただけけれども、きょう本当に今配られたばかりではないですか。ちょっと難しいのではないのでしょうか。

〔(難しい) と言う人あり〕

山本委員 いや、前回の委員会の決めに従って、こちらとしてはかなり期限に余裕を持って事務局に提出をしてあったというか、お預けしてあった案件ですから、期日どおり出してあって、そういうふうにおっしゃられても、ちょっとこちらとしてはこれ以上どうすればいいのだというレベルの話ですね。

宮岡幸江委員 でも、現実には私たち、事務局責めてはいけないけれども、出されたらファクスで皆さんのお手元というわけでもなかったですよ。実際には今見たばかりだから。

議会事務局長 その件に関しまして、事務局としましては、前回の特別委員会では事務局案を示して検討するというお話だったかと思います。それに従いまして事務局案をつくって、各会派が案文をつくって、それを提示するという話ではなかったと思いますね。確かに山本議員さんからは事前にいただいているのですけれども、事務局にそういうものを提出するというふうな決めがあったかどうかというの、なかったと思いますね。そうすると処理に困ったわけですね。ですから、こういうものが来ましたというのは委員長のほうに申し上げました。ただそれだけでございます。

以上です。

委員長 今、事務局長が話されたように、この委員会では前回のときには事務局から原案を出していただいて、それについて審議しようということで決定していましたので、そのほかのことについて新たに入ってくるということになると、またとりあえずはこれ1回持ち帰りとか、そういう形ではないと、ちょっと協議ができない内容だと思うのですよね。ですから、話を進めるには、事務局案で進めると。参考にするのだったら、これを参考にすることもできるということで進んでいかないと、この委員会でこの間決めたことがそういうことですから、新たに入ってきた場合には、それは参考にはするかもしれないけれども、原則としては今最初に配られている、ファクスで流されている事務局案が土台になるのだということで私のほうは理解しているところなのですけれども。

金澤委員 余り堅苦しく考えずに、みらい市民クラブさんで私がぱっと見ていいなと思った点は、例えば第2条できちんと会議の定義を、次条でも定めているのかな。ただ、この(2)で協議又は調整の場というのが、ちょっとここが気になるのですけれども、傍聴証、傍聴証を発行したほうがきちんと、名前書いたって、ぱっと来たらだれが書いたか、だれがだれだかわからないですよ。だから、もう整理券みたいな形のものを、傍聴券を発行したほうがわかりやすいのではないかという点はいいい点と、あと最後に、定めのない事項ということで、第14条で、臨機応変に議長が定めますよというところもありますし、みらい市民クラブさんの点もいいところもあるし、悪いところもあるというところで、臨機応変にせつかく皆さんが委員会を全面公開ということでまとまっているのであれば、あくまでも事務局案もたたき台とし

て出していただいたわけですから、取り込めるところは、どこの会派から出たということではなくて、取り込んでもいいのかなというふうな気はします。ただ、今これをでは1号、これをどれを入れる、これどれ入れないとやっていると時間がないので、ワーキングチーム等に落とされてはいかがですかということのを改めて提案します。

委員長 ありがとうございます。ただ、今このみらいさんのほうから出された内容の中で、協議または調整の場として定められた会議とか、そういうふうなのが入ってしまっているから、これは中長期的、まだ今の段階ではこの常任委員会とか特別委員会、議運、そういうふうな位置づけがはっきりしているものについては公開していこうというふうな内容ですけれども、代表者会議には市民が傍聴に入ってくるのかとか、そういうのはうちの会派では多分検討していないはずですから、それまでひっくるめてしまって話をしていくと、どんどん話がもとに戻ってってしまうのですよね。そういうことを中長期的に話していくことはしていても、今決めるのは、だからこの3つの委員会についてどうしようかということの前回話していたわけで、それについて一応事務局から原案が示されたわけで、それでこれを決定していけば、今度はこのときには許可制ではなくて、もうちょっと話させていただければ、その傍聴券、傍聴券という、どっちかという許可証的な雰囲気ですよね。許可証では……

〔(整理券です、整理券) という人あり〕

委員長 整理券ですね。だから許可証だとすると、それは許可をするという項目を抜いてオープンにしたのに、何でまた許可証みたいな整理券が出るのというふうな話も出てくるかもしれないし、その辺のところはだから山本議員の話を入れていってしまうと、ごちゃごちゃまとまらなくなってしまうので、私のほうとすると、このいろいろな点があるので、その点についてはだからこっちに保留させておいていただいて、皆さんの参考にしてもいいけれども、事務局案でみんなで話し合っただけ進めていけば、これは決まってくるのかなと思ったので、そのように委員長の立場として進めさせていただいているわけですね。

〔(どうしますか。だから) という人あり〕

委員長 ですから、事務局案を中心に、それはだからこの中に細かく入れるのが、ちょっと待ってくださいね。この細かく入れるような形にするのだったら、何人か委員を出して、事務局案を土台にして積み上げていく。次回に出して提示してもらおうと、そういうのはやぶさかではないですけれども。

〔(そうしましょう) という人あり〕

委員長 うん。何かあれば。

安道委員 そうしますと、これ今回のちょっと確認なのですけれども、私はさっき金澤委員のほうからお話があったように、これも含めて生かしていくという方向で、せっかく出していただいて、確かに公開するというふうなことでは、より前向きになるような内容も盛り込まれてい

るのかなと、そういったことは生かしていくというふうな形で、さっき金澤委員が言ったような形で、盛り込めるところは盛り込みながら生かしていこうというふうな方向で進めるのはどうかなと私も思っていたのですけれども、今のそうすると委員長のお話ですと、これを案、原案をもとにもう一回練り込んで、そしてこれも含めた形で加えられるものは加えながら練り込んでいって、また確認しながら、落としながらというふうな形で進めますということですか。

委員長 そう、そう、そう。そのほうが、例えば今ここで話し合っているのは、まず常任委員会とか議会運営委員会、特別委員会の全面公開について協議をしているわけで、今のこの委員会が。それで、そのほかにもでは例えば全協だとか、あと代表者会議だとか、そういう位置づけはまだはっきりしていないわけですよ。だから、そういうものについてということになると、また再度会派に帰っていろいろな協議しないといけないし、ですから事務局案で一応は、事務局案というのは、この今言った3つの委員会を中心に進めるということですから、それにのっかって進めていったほうが皆さんも話が決まるのではないのかな。中長期的にはではそのほかのそういうふうな話はどうするのというふうな、代表者会議まではみんなですれは公開できないよとか、そこまで公開したほうがいいのではないのかと、そういうのはそれぞれの会派でいろいろ検討していただくような内容になってくるとは思いますけれども。というふうな私の考えなのですが、皆さんのご意見出していただければ。

安道委員 またお話がすごく飛んでしまうのですけれども、申しわけないのですが、そうしますと、今のような手法でいきますと、もう結構何回も行ったり来たりというふうな形になってくるのかなというふうになりますよね。それで、共通認識図って決めていければいいわけなのですけれども、それでこの計画どおりに物事が前へ進んでいくのだろうかというふうなこともちょっと懸念されるわけですよ。先ほどあったように、一度度この中で、この会派を代表してこの程度までは自分たちで進めていけるみたいなものもやっぱり必要になってきているのかなというふうにも感じています、この間。小委員会をさらに立ち上げて、そのもっと専門的にこれを煮詰めていって、そしてここに提案しながら進めていくというのも、そのほうがよりこの進めやすいのかなとも、さっきの金澤委員のようなやり方でやると進めやすいのかなとも思っています。

ちょっと思ったのですけれども、本当にまたそんなことを言っただけでとしかられそうなのですが、やっぱり話し合いを進めていく中で、やっぱり私たちは議会改革進めましょうということで、ここの特別委員会立ち上げたわけなのですけれども、みんな同じ一定の認識のもとで取り組んでいるというふうなつもりでいたのですけれども、どうなのかなというふうなところがちょっと自分の中では怪しくなっているというのか、どうだろうか。みんな一致点というものはあっただろうかと。そこのところで、やっぱりどんな議会を目指すのか、やっぱり

開かれた議会と、そこでは一致している。市民により開かれた議会、民主的な運営をと、やっぱり市民に貢献できる議会づくりをというふうなことでみんな一致しているのだと思うのですけれども、なかなかその前に進んでいかないという点では、改めて自分が勉強不足ということも含めてなのですね。それ自分に問いかけていることなのですからけれども、改めてどんな議事を私たちはこの入間市議会として目指すのか、そういったことについてのやっぱり基本的なベースになるような勉強が必要なのではないかなと思ったのです、自分が勉強不足なので。そういう点では、きちんと講演会を持って、先生に来ていただいて、何かシリーズでもう一回ずっと講義するとか、私たちが議論するとかといったものもまずそこが必要なのではないかなと私正直思ったのですが、振り出しに戻るようで申しわけないのですけれども、そこから進めていったほうがもっと概念的な、この議会、私たちは議会どうあるべきというようなところをまずきちんと皆さん共通認識を持って、議会基本条例はこういったことだけはきちんと盛り込んでいきましょうと、基本形をまずして、そしてどういうタイムスケジュールでそれこなしていこうかというふうな話になっていくのではないのかなというふうなことにちょっと思ったのですが、そういった点では1回共通で先生のお話を聞いたというのは、あの江藤先生でしたっけ。

〔(そう、そう、そう) と言う人あり〕

安道委員 ですよ。それが1回だったかなと。

〔(江藤先生が全部正しいわけじゃない) と言う人あり〕

安道委員 だから、それ1回だけでしたよね、先生のお話を聞くというのは。ほかの議会のお話を聞きには行ったりはしているわけなのですからけれども、やっぱり今、議会改革、議会基本条例がなぜ必要で、今どんな議事をそれぞれみんな目指してこの取り組んでいて、どういう状況なのかとかといったことについて、その先生でなくとも、例えば所沢なんかは議会基本条例定めるに当たっては、ずっと先生がついてくださったそうですよね。お話聞きに行ったときにも、広瀬先生という所沢在住の先生がずっとついてくださったというふうなお話がありましたよね。それはそういうふうなことであると、非常にみんなも一致して取り組んでいけるのではないかなと、まずそういったベースを皆さんで共通認識という点では、1回そういったことも必要なのではないかと思ったのですが、どうでしょうか。

〔(いいですか) と言う人あり〕

委員長 はい、どうぞ。

金澤委員 ちょっと確かに怒られるかもしれないと言ったけれども、確かにだんだん怒りがわいてきたのだけれども、それは冗談で、冗談ですよ。わかります。言いたいことはわかるのですけれども、今時間もない中で、今は短期ということでこの間もお話ししましたけれども、あと1回、2回でまとめなければいけないのです、6月議会の。それで、それが終わってから、



7月以降に1回、中期に入る前に私はきちんとこの理念のところも含めてやれば良いと思っていますので、公明党市議団としても、実はきのう、おととい、その分の勉強をしに大阪まで行って、あの南山大学の先生の話も聞いてきたり、講義を受けに行ったりしています。だから、その今、地方議員とはどうあるべきかという話は、やっぱり基本的に今まで私はこの何年かの間に皆さんが自覚を持ってやってきて、ここに集まっていたいただいていると思いますので、私は思っていますから、言いたいこともわかりますけれども、今、きょう、この時間については、これをどうするか、それを絞っていただければというふうに思うのですが、委員長、進行をよろしくお願いします。

委員長 いろいろ進行がなかなか不手際があって申しわけないとは思いますが、先生によっていろいろな考え方を持っているし、その中で基本とするのは、やっぱり市民の意見をどういうふうに議会に反映し、市政に反映していくかというふうな基本的なベースは皆さん持っているのですが、それをどういうふうに言葉にあらわしたりなんかしていくかというふうなこともいろいろ出てくると思いますよね。それはそれでこれから先、今、金澤委員さんが言われたのは、それはもう勉強しているのではないのという内容もありますけれども、皆さんのご要望があれば、そういう先生を呼んで聞くのもやぶさかではないと思います。その辺のところ、いろいろな立場の先生がいますから。

安道委員 申しわけありません。今の議事進行をストップさせるつもりで提案したのではないのです。これはその他の部分でまたやっただけであればいいので、今の内容についてはそのまま進めていただいて結構なのですけれども、ただ、例えば会津でしたっけ、何かのこの報告のを見ますと、やっぱり最初のほうでそういう学習とか、先生方呼んで、ちゃんとそういう時間とっていますよね、このスケジュールを見ると。やっぱりそういったことって必要があるのではないかなとは思ったので、その他の余った余裕があった時間でいいのですけれども、やっただけであればと思います。

以上。ごめんなさい。

委員長 いいですか。

安道委員 いいです。はい。

山本委員 では、話戻すようだと思うので、うちのほうでご提起させていただいた私案については、これ副委員長おっしゃられたように、小委員会か何かつくっていただけるのであれば、そこにあわせて持って行っていただいて、これは丸のみしろとかで出しているわけではないので、あくまでこちらもたたき台ですから、合意のとれるところでエッセンスを抽出していただければ、それでうちとしては当面は結構ですので、副委員長おっしゃられたような形で処理していただければ、こちらとしては異存はないということで申し上げておきたいと思います。

安道委員がおっしゃった部分については、私もちょっと最後その他のところでちょっと。

委員長 よろしいですか。

安道委員 はい。

委員長 繰り返して申し上げて、まずい点かもしれませんが、協議事項とか、調整の場として定められた会議とか、いろいろこの中では規定があるから、それについてはまだちょっとこっちは置いておきましょうというふうな話ですから、いろいろこの基本の中でさっき出たように、議員の立場を第2条とか第3条とかで議員を優先するとか何とかという言葉を入れてしまってもまずいのかなと思いながら、優先していることはしているのだけれども、それを除くとかという言葉で表現しているとか、議員は除くということで、前の日にやっておけば、それはもう優先しているのだよというふうな意味合いがあるのだとか、いろいろちょっと言葉が隠れているというか、優先というふうな言葉が使えればいいのだけれども、なかなか市民に優先して議員がやっているとか何とかというのも文章的にどうなのかなという気もしますので、その辺のところでも今こういうふうな表現になっているのかなというふうなこともあります。そういった意味で、あとほかに机がどうのとか、いろいろありましたから、その辺のところは何人かやってやりますか。この場でやるか、それとも。

〔(小委員会に落としましょう) という人あり〕

委員長 小委員会に落とす。

〔(うん。というほうが進みやすいんじゃないでしょうか) という人あり〕

委員長 では、1名ずつ出していただいて、各会派からでいいですか。

宮岡幸江委員 ごめんなさい。各会派からと言うよりも、私思うのは、ここへ出ている会派の按分が出ていますよね。だから、そういうふうな形で、できればうちのほうは2人お願いしたい。

委員長 2人やって。で1、1。山本委員も入らないとあれだろうから。

宮岡幸江委員 うん、だから多目に。多目に見てというか。

委員長 1名。

宮岡幸江委員 ということで5人で。

委員長 共産党さん1名と公明党さん1名と、みらい市民クラブさんと、うちのほうは2名入れさせていただいて、そのぐらいで協議ということで、この事務局の原案を大きく外れることなく、この原案を中心に、いろいろ不備な点とか、こういうふうにしたほうがいいという点について加筆していただいて決めていくということでよろしいですか、そういう方向で。何かあれば言っていただければ。

山本委員 物を決める場所ではないので、別に比例にこだわる必要はないのかなという気がしています。ただ、別にお一方でもお二方でも別にゼロというところが出なければそれで構いませんので、そういう形でお進めいただければ。

委員長 では、2、1、1、1で進めさせていただきたいと思います。

はい、どうぞ。

議会事務局主幹 小委員会という正式な名称にされると……

〔(ワーキンググループです。費用弁償が発生します) という人あり〕

議会事務局主幹 はい、そのとおりでございます。できれば公式でない委員会やチームにしていいただければと思うのですけれども。

委員長 はい、ではそうさせていただきます。ワーキンググループと。

〔(はい) という人あり〕

委員長 新しい言葉ですが、ワーキンググループでいいですか、それは。ではそういうことで進めていきたいと思います。

はい、どうぞ。

小島委員 確認なのですが、これをでは6月の今度の議会までにやるのか、それとも一応短期になっているから、だけれども、そこまでつくってしまうと、時間が欲しい場合があるとすれば、もう少し先送りにするべきなのか、そこをちょっと委員長で確認をとりたいのですけれども。

委員長 どうです。

吉澤委員 話し合いのだから結果次第ですよ。一致できればもちろんだから出せるし、もしできないければ、それはもう持ち越すというか、よく議論しないとできないと思いますので、ちょっと状況によりということでもいいのではないのでしょうか。

委員長 はい。状況に応じて。

〔(じゃ焦らずに) という人あり〕

委員長 はい。しっかりお互いに意見を出し合って決まる方向で決めていっていただきたいと思います。

ということで、では事務局、あと事務局案を土台にして、いろいろな不備な点を進めるといってよろしくをお願いします。

それでは、次に、傍聴者への情報提供の拡大検討について協議願います。参考に、資料3が昨年12月定例会で執行部から提出がありました補正予算の概要です。それと、あと公明党さんと共産党さんは、公明党さんと共産党さんという呼び名でいいですか。長いので、ちょっと舌かんでしまって。

〔(はい、大丈夫です) という人あり〕

委員長 済みません。

それでは、傍聴者への情報提供の拡大ということで、保守系クラブさんからお願いしたいと思います。

〔(これも事務局から、資料なので) という人あり〕

委員長 ああ、そうか。ごめんなさい。これも資料があるから、資料について事務局から説明をお願いしますということなので、資料3。

議会事務局主幹 特に細かい説明はないのですけれども、昨年の12月議会の補正予算の説明資料ということで、これは各会派の勉強会用に配られたものと承知しております。正式には私どものほうに参っている書類ではないので、何ともコメントしがたいのですけれども、そういったものでございます。

以上です。

委員長 という説明ですが、何か質問等あれば。

〔(進めてください) と言う人あり〕

委員長 いいですか。質問はないですか。

〔(はい) と言う人あり〕

委員長 はい、では進めます。

それでは、保守系クラブさんからご意見ををお願いします。

横田委員 この傍聴者への情報提供の拡大なのですけれども、保守系でいろいろ話ししまして、どれだけこの情報が必要な傍聴の方がいるのかなというのが、今までのをいろいろ見ていると、そこまで必要な人が、市民で本当に必要と思っている人がそれだけいるのかどうか、ここまで詳しい資料が必要な方が。なかなかそういうふうには思えないなというような感じを受けています。なので、ここまで詳しい資料を提出する必要はないのではないのかなというように考えております。

以上です。

委員長 いいですか。はい。ということで、次は公明党さん、お願いします。

金澤委員 まずは、今現状を、現状どうなっているかという、例えばそれこそこの今回の12月議会ですよね。12月議会なら12月議会のときに、補正予算書説明書を分厚いのを入りに受付に置いてあると、それを見て中に入って聞いてくださいと。これ今現状なわけですよ。とてもではないけれども、頭に入るわけもないし、読み切れるわけもないと。これは議員であっても大変なのに、一般市民ではもうなおさら大変ですよというまず現状があります。そういう意味で、裏返すと、このレベルの資料、この数ページの資料をお渡しして、見ながら聞いていただく。ある意味、今現在一般質問でも通告書の箇条書きのものお渡しして、大体どういことを聞くのかということをご理解いただきながら聞いていただいているわけですよ。傍聴人はテレビで見ているときと違って、テロップ流れませんから、非常にやっぱり理解の助けになろうというふうに思っています。そういう意味で、特に予算関係に関しては、あくまでもこの参考用、勉強会の資料というのは主なもの、主な金額の大きい主なものを列挙していただいているわけですから、これをお配りすること自体は非常に傍聴人の方のご理

解を助けるものというふうに公明党としては考えています。

あと問題は、来場者、来られた傍聴者の方にできればこれページ数的にも大したページでなければ1人1部お配りしていただければありがたいのですが、大変多い場合には、当然2人とか3人で1部という先着順的なものもやむを得ないかなというふうにも考えています。

あと最後に、これをでは持ち帰りをどうしますかというところでは、まだ最終的に会派として合意がとれていないのが現状です。一方では、先進地ではもうこれをホームページで議案のときに参考資料としてアップして、全面公開している先進自治体もあれば、持ち帰りは認めていない議会もありますし、せっかく来ていただいたわけですから、一般の方に比べて来ていただいたらこういうものが資料が持って帰れるよと、家に帰ってゆっくりじっくり見れますよというのも一つのメリットとして考えていいという考え方と、そこまで配っていいのかどうかという考え方が会派内にありまして、そこまではまだ結論が出ておりませんでした。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

次に、共産党さん、お願いします。

安道委員 私たちのところでは、やはり分厚い予算書とかでは、なかなかわかりづらいということで、より市民の皆さんにわかりやすくというふうなことであれば、こういったものがあれば丁寧。ぜひこういったものをつけて傍聴できるようにというふうなことで、説明しているのを聞いてわかるようなものがあるというのは、やっぱり傍聴に来て助けになると思いますし、より議会を知ることにもつながると思いますから、こういう資料を提示することはいいことだと思います。できたら、中に持って入れるようにと思っています。今まで外で見ただけということですから、やっぱり中に持って入れるように、そして説明の内容がわかるようにというふうなことで、できたならば、持って帰りたいと希望する人については、持って帰れるというのもいいのではないかと。やっぱりさらにそれを知りたいという人も当然出てくると思いますので、それについては持ち帰りもいいのではないかとというふうなことで、うちのほうでは出ました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

次に、みらい市民クラブ、お願いします。

山本委員 もう大体お二方から出た部分で、私の言いたいことはほとんど言っていたようなものでして、これ予算書を読み解く。特に水道企業会計のような複式で書かれているようなものであったり、補正でも規模が大きい、例えば9月の補正とかになると、相当な分量になったりする。議員が読み込むのにも、はっきり言って正直人によるだろうけれども、苦

労されると思うのですよね。それを市民の人にやれというふうなことを言っている議会だったら次から来てもらえないだろうなという気がしております。なので、これはぜひとも本会議せつかく来られた方には、議場で何やっているのかわかってもらえるように概略書を渡したほうがいいたろうというふうに私たちは考えております。

持ち帰りの部分の話出たのですけれども、あくまでもこれが議案であって、修正や否決の可能性があるとただし書きを1行つけば、持って帰ってもらっても、そんなに支障はないかなという気がしておりますので、その部分は体裁を工夫するということで、これつくっているのは財政当局なので、また相談せねばあかぬのでしょうかけれども、そういう部分で体裁をちょっと考えながらやっていけば、持って帰ってもらっても、そんなに支障は出ないのかなというふうに考えておりますので、お示しする方向で、お渡しする方向で考えていただければなというふうに思っております。

委員長 ありがとうございます。一通り各会派の意見が出たのですが、補充でいろいろご意見がありましたら出していただきたいと思います。

金澤委員 みんな各会派の皆さんの考え方は大体私自身理解したのですけれども、今回は今までお話ししたように、これやるかやらないか多数決になると思うのですけれども、その際にちょっとうちとしては、持ち帰りまではまだ確定していないので、皆さんにお配りして議場の中に持ち込みを認めるかどうかの多数決と、その以降の持ち帰りも認めるかどうかの決は分割して決っていただければというふうをお願いをしたいのですけれども。

委員長 進め方も今出てきましたけれども、これだけの資料が要るかどうかというふうなところから最初いろいろ議論をしていただいて、その先でいろいろなそういうふうな部分の話になっていくと思うのですが、その辺のところを出していただけたらと思います。

宮岡幸江委員 このぐらいの資料だったら、当然市民にお渡しするというのはわかりやすいし、それこそこんな厚いのは、その日その場で見たって、とてもではないけれども、わかりにくいのは十分承知しています。しかしながら、私たちも会派のほうでお話しした中で、もっと先にさっき安道委員からも出ましたけれども、この議会改革ですよね。そのための公開のことを今話したり、それから資料提供を話しているわけですが、議会改革のそもそも論に結構話がいきまして、もっとでは自分たちが職員にとってのその勉強会とか、例えばこれは勉強会でもらっている資料ですよね。それを執行部側からの説明いただくには、今会派によって人数違いますし、一人会派ではやっていないのでしょうかね。ではそうするとそちらにはこれは届かないことになっていきますよね。なっているのかな。もらっていないのですか。

〔(いっています) と言う人あり〕

宮岡幸江委員 いっていますか。では、そういうことも説明受けないでもらっているだけということの中で、議員としてもっと平等であってもいいのではないかという、まずその前にそういう

ことも考えてもいいのではないかというのがちょっと出ました。つまり全員が同じようにこれを説明を受けるときに、一人会派の人であっても、ちゃんと説明をそれこそ受けられるような機会をつくったほうがいいのではないか。会派ごとにやって、例えば10人で執行部をつかまえているのとか、少人数で同じ時間を、執行部側の時間をとってしまうのかとか、それに遠慮して一人会派がやらないのかとか、いろいろ考えると、全員がそれは議員としていろんな勉強したほうがいいし、そこまで今度のこの公開のこの資料を提供するに当たっては、そこまでうちのほうもいろいろ考えたのですよね。だから、そこのもっと議員の執行部側の制約というものを減らすことも議会改革の中の一つではないのかなということです。半日ずつでも何日間か執行部側を縛るわけですから、そこからまずは考えるべきではないのかなということもうちのほうは出て、なぜこれがこのくらいだったらいいのではないのかというのは当然思うことですが、その前の段階でもっと議員本人、私たちがもっとやるべきことをもっと検討すべきだよということも出たのですけれども。

山本委員 その点のご指摘は私もかねがね気にしていたところで、今会派ごとに3回ないし4回同じ話をお部屋かわってされている現実があるわけですよね。例えばそれ全員協議会にしてしまえば1回で済みますよね。全員協議会を開いて、そこで議案の内示を受けるということにすれば、1回で済んでしまうというやり方もあるだろうなということだから、それは並行して検討していけばよろしいのではないのでしょうか。確かに一人の会派の方については、説明会自体ご辞退されているというふうに聞いていますから、議案の内示会ないし説明会というような形で全員協議会にすれば、1回で全員に同じ情報が届きますよねということはあると思うので、それはそれで検討していけばいいのだと、別途検討するということで進めていけばよろしいのではないのでしょうか。そういうふうに思いますけれども。

委員長 ほかにご意見があればお願いします。

横田委員 それ同じ繰り返しになってしまうのですけれども、要はこうやってすごいわかりやすい資料を提出するというのは、非常にやっぱりいいことだとは思いますが、本当そもそもその議案の内容まで詳しく見に来ている方がいるのかどうかという、なかなか少ないのではないのかなというふうに思うのですね。結構その場を見ている方が多いのではないのか。これどういうことをやっているのかとか、そういうのを見に来ている方が多いのではないのかなというふうに思います。なので、いろいろな、確かにこういうのは用意していますよというジェスチャーというか、そういう面ではすごい評価はされるのかもしれないのですけれども、本当に市民の方が求めていることなのかなというところがやっぱり一番これは気になるところです。

吉澤委員 確かにその市民の傍聴に来る方によって、その温度差はありますよね、そのどういう目的で来るとか、どのくらい詳しく知りたいかというのは。ただ、こういうのを配っているよと

いうことで、徐々にやはり関心を広げていくとか、行って見て、あそここういうことがよくわかったよということで、今後に傍聴者をふやしていくという方向につながるのではないのかなというふうに思うので、私たちとしてはぜひ資料を傍聴者に配付してほしいということと、あと今回はとりあえずきょうの話の中ではこのことに絞っているのですかね。またさらにこれを続けていって、こういう資料も必要ではないかとか、あるいはこういう資料は要らないかもしれないなというどんどん試しにやってみる中で変えていったらいいのかなというふうに思います。

委員長　　どうですか。

向口委員　私も今の委員と同じような内容にはなってしまうのですけれども、確かに今こういう資料が提供されていないくて、こういうものを必要とされている人がいるかどうか分からない状況なのですけれども、こういうものがやっぱり理解できるような市民というか、やっぱり少しずつこんなことをやっているというのをよりわかっていただくのも私たちのその議会改革の一つの目標であると思うので、そしてまた関心を持っていただいて、一緒にやっぱりこういう予算についてもご意見を持っていただければよりいいわけですから、だからそういった意味で、最初は興味がなかった、わからなかったかもしれないけれども、こういう資料を提供されることによって、こう見れば、数字がどこの数字を言って、どこのことを言っているのかということぐらいは何となくやっぱりわかってくると思うのですね。そういった意味では、市民の方に開かれたやっぱり議会ということを目指す以上は、やはり最低限の資料は提供すべきであるし、そういった意味ですごくわかりやすい、本当にもっとこれより簡単な資料というのは出そうと思えば出せると思うのですけれども、そういう簡単なものと、もっとわかりやすいものと、よりもっと難しいものの本当に間をとるといいますか、やっぱり中間的といえますか、まずこの辺ぐらいからちょっと試しにやってみて、今おっしゃったようなのですけれども、その中で例えば傍聴者の中でちょっとこれだとわかりにくいのですけれどもとか、もうちょっと詳しいものが欲しいですとかというような意見ももしかしたら今後出てくるかもしれないですし、そういうところはやはり試行錯誤しながら、中間点としてこれを採用としながら、様子を見ていくというのが妥協といえますか、ちょうどいいところなのかなという気はしているのですけれども。

そして、先ほど宮岡委員のほうから言われました件なのですけれども、議員平等にこれを学んでいくべきだということと、今回の今のこの議題は本当は並行して別のものと考えてよろしいわけですよ。今回に関しては、この予算の、この予算のといえますか、この資料、傍聴の資料をこれでどうするかということでもまず進め、結論を出して、あとはまたその勉強会をどうするかということは、また別の議題として考えて進めてよろしいのかなと思うのですけれども。



委員長 今、勉強会という言葉も出たし、この資料という、その勉強会で使う一応資料ですが、この資料の件、別々にという話もありますが、どうでしょうか、ご意見、ほかには。

山本委員 これ確かに横田委員おっしゃる部分で、確かに市民がこれを読みたいと思っているかというのは、確かに今の状況ではだれにもわからないのです。というのは、総括質疑の場にほとんど傍聴の方見えていないのですよね。だから、ニーズが存在しないからわからないのですよね。ただ、私が考えるとするならば、来てほしいと思うし、議員がその確かに一般質問、一番花ですよ。それは否定しないけれども、一般質問には人によっては要は見に来る方もたくさんあって、見ていただいているところあるけれども、僕らが議案の審査をやっているところというのはそっちが逆に言ったらメインでしょう、議員の職責として。そっちの部分見ている方が、今テレビで見ている方が若干おったなぐらい、加入率掛ける視聴率ですよ。いうところでしか今ご存じないというか、見ていただけていないという部分の現状を変えたいと思っています。それは変えるためにぜひお時間ある人は議場に来てほしいなという部分を私たちは思っていて、そのためには来ていただいたら、わかりやすく話が聞けるように用意していますよという部分の投げかけをまずやるところから始めたらどうかなというふうに思っているので、それで財政当局のほうも今これ議員向けに配っているからこの程度の内容でもうさらっと3枚ぐらいでつくっていただいているところだと私は少なくとも理解をしていて、これは多分市民の人、少なくとも傍聴者の人に、市民の人に見せるよという話になったら、多分先方も作り方変えてくると思うのですよ。理解、市民の人にわかってほしいと思うでしょうから、自分たちがこれからこういうことをやろうとしていますよという部分について、市民の人に理解するツールの一つとして、議会の側でもそうやって議案の段階で配るのだよという話になったら、当然つくり方変えてきますよ。そういった部分でいろいろな波及効果出ると思うのですよね。それを私は少なくとも期待をしていきたいというふうに思っているし、その相乗効果の中で、市民というまちの主権者に対して両方が競争して働きかけしていくような関係をつくっていくという意味でも初めの一步になるのかなというふうに思っているというのが私たちはちょっと感じているところなのですよね。

議案の説明会のたぐいの話というのは、ちょっとまたおっしゃられたように、中長期の課題のところの中で、これは多分、これは7月の段階でまたこの骨格について議論していく中で、例えば議員自身の資質の向上だとかいった部分についても多分議論出ると思うのですよ。そういうところできちっと積んで議論していく場をつくっていく中で、そっちのほうは議論していけばいいのかなという気がしておりますので、とりあえずこの当座、まず初めの一步で、この例えば補正予算の概要を出すところから始めてみましょうやというところだと感じているところです。

委員長 という話です。

宮岡幸江委員 確かに今、山本委員がおっしゃったとおりなのです。総括というのは本当に市民の方がほとんど来ていません。それで、私も10年ここでやっていて、その間本当に一般の市民という形で見えたのは、西武地区の婦人会の人、それからあとは議員になろうかなと思っているような方とか、他市の方と思われるような幾人かぼつぼつと、多分そうではないかなと思いつつながら見させてもらっているのですけれども、本当に一般の人たちに来てもらえるようにまずは議員みんなも一般質問だけではなくて、まずは一般質問なのですよね。それに来てもらって、それからほかにもやっている総括というのがあるのだというのをわかってもらって、いろいろな人たちに来てもらうというのがそもそもだと思うのですけれども、私なんかはその西武婦人会の方たちに見に来た感想は聞いています。その人たちは本当に一般質問だけではなくて、この総括というものは難しいかなと思って来たけれども、結構生活に密着したことを本当に、本当にというか、やっているのだということを、そのときは何の資料も、当然外にこんな厚いのがあったって、見るわけないし、見る気もないという感じでいたのですよね。でも、何もなくても、市民の方たちは結構来てみればわかるのですよ。おもしろいというか、議会やっているのだという感じで市民の方は受けとめてもらっています。そういうふうな例えば自分の身近な議員たちも、もっとそっちを考えて、置いてある、置いてあるといっても、なかなかあそこまで議会に足を運ぶというのはみんなすごく高いのですよ、ハードルが。市民の方にとっては。なかなか来られないのですよ。行っていいのかしら。私ちょっと堅苦しいのにそんなところへ行っていいのかしらと思っているのが一般市民の方たち。何かの団体で、「まあいいから行こうよ」と言って引っ張られてくるというのがほとんどという感じで、婦人会の人たちも、「行ってみて、でもよかったよ」と。資料がなかったけれども、一つも資料がなかったからもっとあったほうがいいという話は全然なかったのですけれども、その中で行ってみただけでも、その議員としての仕事のある部分、一般質問だけがやっているわけではなくて、こんなことを本当にやって、だからそれこそそこを見てもらいたくて、私たちもやっている。でも、テレビとはまた違う臨場感があったし、そういうことを含めると、私はなぜ今、今回のときまでこれが早いのではないか、私は必要だとは思っているけれども、早いのではないかなと思っているのは、まずはもらえば、来たご褒美にこれもらえたのよということになるのかもしれないのだけれども、一般市民の方たちにとったら、あそこへ来ること自体がとても高いハードルなのです。そこへ来たい。みんなああ、こんなことやっているのだと思ってもらえる、そのための公開とか資料提供のことも考えているわけなのだけれども、もっと先進地の議会改革ではなくて、私たちがやるのは、もっとだから易しくというか、市民の本当にレベルに立っての来てもらうことをまず考えるべきではないのかなと、資料だ何だと言うよりも、もっと易しくいろんなことを考えて、まずはそこから入るべきではないのかなというのが私は思っているところなのですけれども。

委員長 はい、どうぞ。

金澤委員 途中まではうん、うんとうなずいたのですが、最後の最後だけ結論が何か急に方向を向いてしまったのですけれども、例えばこれから開かれた議会なので、もっと皆さん傍聴来てくださいよと、改めて市民の方に呼びかけていきますよね、議会改革これだけやっていますよとアピールしたときに、では総括質疑も聞きに来てくださいと改めてお願いするときに、皆さんにわかりやすいパンフレットもこれからは用意しますよという一つの呼びかけとか、セールスポイントがあれば、ああ、では何かわかりやすそうな資料をもらえるのだから、では行ってみようかという一つのきっかけになるのではないかなというふうに私は思っているのです。これを、この補正予算の資料という、確かにちょっとどうなのだ、こうなのだとあるのですけれども、例えば舞台に見に行ったときに、知らない歌舞伎とか舞台見に行ったときに、配役とか、その時代の背景とか、その舞台の背景とか、物語のあらすじとか書いてあると、よくわかるではないですか。そういうあらすじがわかっていくよというようなものの助けとして資料があればいいし、特に一番思うのは、議会の用語、執行部で使うその行政用語って難しい言葉が漢字が羅列が多くて、例えばこの一番最初の9番の再商品化合理化抛出金受入金と、これ漢字これだけ並べられても、言葉だけで聞くと、わからないですよ。だけれども、漢字で見ると、まだ少しわかってくる。さらにその増減の理由のところには日本容器包装リサイクル協会管理抛出金ということで、これだけきり見てもまだわからないと言えばわからないのだけれども、漢字の羅列で耳からわかりにくいものも、漢字を見ることによって、日本語のありがたみなのですから、理解の助けになるということで、私はこの程度の資料はあったほうがより開かれた議会、皆さんに来ていただきやすい議会に一つの推進具なのではないかなというふうに思いますので、何とか保守系の方にはご理解いただきたいというふうに思います。

委員長 ほかにございますか。

山本委員 宮岡委員おっしゃっていることもわかるのですよ。別に真っ向から対立しているわけではなくて、市民に開かれた議会をつくるためには、議場なり議会なりに市民が親しみを持ってもらわねばいかぬのはおっしゃることで十分理解しているつもりです。これはもう本筋から出てしまいますけれども、例えば川越あたりでは議会コンサートとか、市民向けに議場を開放して何かやるようなことまでやっているようなお話あちこち聞きますから、足向けてもらう習慣つけるところからやるのだというのは一つの考え方だとは思いますが、それはそれでだからまた別途議会としてのイベントなりなんなりでまた考えていけばいいのかなという、だからその取り組みも必要だろうなというのは、今お話伺っていて改めて思ったことだけれども、ただ、それはそれとしてまた考えればいいと思うのですが、その私たちの職分の本筋の部分をご理解していただきたいということであれば、副委員長おっしゃったように、ない

よりあったほうがいいですよという部分だと思うので、そんなに手間かかる話でもないと思いますので、まず試しに始めてみませんかというふうに重ねてちょっと申し上げたいなというふうに思っております。

委員長　ほかにはどうですか。

横田委員　ちなみにこの部分をこれ実際に資料とか提供している自治体も結構もうあるのではないかなと思うのですけれども、その辺はその提供して、傍聴者にお渡しして、それで結構ふえているのかふえていないのかなんていうデータみたいなものはないのでしょうかね、その辺はどうなのかなと。

議会事務局主幹　全国的なパーセンテージでいいますと、かなり低い率であることは承知しておりますけれども、さいたま市を初めとしてホームページにアップしている市議会も幾つかは全国的にはあると。どこまで配付しているか、閲覧用とか、配付しているかというのはちょっと統計上はないのかどうか分かりませんが、正確な把握はしておりません。答弁になっていなくてごめんなさい。

山本委員　多分横田委員おっしゃっているのは、費用対効果だと思うのですよ。論点として、これはもうポスターと一緒にのですよ。もう我々の姿勢の問題であって、これやったから傍聴者が2割ふえるとか、これやったから倍になるとか、1対1の対応になるような話ではないと思います。私たちの姿勢として、開くという姿勢のポーズ、姿勢をとっていくような一つのツールがポスターであったり、こういうことであったりするのだと思うのですよね。合わせ技でそれが市民に浸透していく中で、じわじわ、じわじわ動いていく話だと思います。だから、1対1の対応で短期でぱんと結果が出ないようだからやらないとかとやっている、一歩も動けなくなってしまうのだという危惧もちょっと持っているもので、ぜひ合意できるところからどんどんこれはもう我々の姿勢の問題なのでやっていくというところで、土台の合意ができるのだったら、あとの細かいところ、どこからやるかとかいうのは、これはもうみんなで話し合いながらできるところからやっていけばいいのではないのかなという気がしますから、費用対効果って、それは測定のしようもないし、ただ、さいたま市なんかはもう議会基本条例ができていますよ。もうその条例に基づいてやっている話だから、一つの私たちが目指している出口の姿としては、議会基本条例出口でつくろうとおっしゃっているわけだから、それでいくとできたときには、もうこういうものがもう合わせ技の中には、もう当然組み上がっていますよねというのが一つの今世の中、世の中というところとちょっと言い過ぎだけでも、議会基本条例既につくってはるところの一つの流れなのだろうというふうに思うので、とにかくそっちの方向に踏み出そうと言ってこの委員会できたのだから、その部分は合意できるところからどんどんやっていったらどうかなというふうに思いますけれども、余り個々の1対1の対応で考えていくと、なかなか足がすくんでしまうのではないのかなとい

う心配をむしろちょっと伺っていてしてしまうところですね。

〔(休憩しましょう) と言う人あり〕

委員長 休憩をしてほしいという話がありますので、15分まで休憩したいと思います。3時15分まで休憩いたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時15分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

先ほどに引き続きまして、資料の関係についてをお話しいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

横田委員 ちょっとこの資料なのですけれども、先ほどのその全体、いろいろなことをやり、全般的に開かれた議会をつくっていく、この議会改革のメインの考えなのですけれども、それはそれで確かに必要なことなのですが、その費用対効果ではないのですけれども、要はこれだけ細かい資料をいろいろ手間暇をかけてつくります。つくって、議会としては準備しています。ですから、来てくださいというふうに、こっちサイドとしては全部やっていますよということは確かにやることは必要だし、ただやはりそれをやっても、来てもらわないと結局その自己満足になってしまうような感じがあるので、いわゆる行政のこととかも細かくいろいろやっていますよね、行政も。でも、いろいろお便りを出していても、市民の人がこれは結構見えていないこともあるし、その辺をどうやってやっぱり周知していくかとかいうか、わかってもらうかというところのほうやっぱりいろいろ必要だと思うのですね。それでこの資料をつくるにしても、やはり勉強会、議員が勉強するためにそもそもつくっているものなので、これをそのまま出すというよりも、市民の人にわかりやすい形にやっぱり作りかえて出さなければいけないのではないかなと思いますし、もしそうするとすれば、それは議員がやっぱりつくらなくては余り意味がないのではないかなということだと思います。

宮岡幸江委員 つまり先ほどももうちょっとわかりやすく市民向けにと言ったら、執行部側もまた変わってちょっと違ってつくるでしょうとおっしゃったのだけれども、市民の人にわかりやすく読んでいただくためにも、執行部側に2つを、私たち向けと市民側に向けなんて2つつくってくださいとは、とても今、議会改革やっているわけだから、なかなか言えないことかなと思うのです。そうすると自分たちが勉強して、これから議会改革、まずは議員が議員として必要でないのではないかということと言われる今世の中で、その向けて、向けてとか、議会改革ということもあるわけだから、そうしたらでは議員が勉強してきて、こういうものをもらったのならば、それを議会として出すとか、つくってその場に置くとか、または党派等で自分たちは今回のあれはこんなのだよとアピールしたければそこへ置いても構わな

いとは思っただけけれども、ただ、議会として出すとすれば、自分たちがもらったものを、もらったというか、これをもっとわかりやすくする、作り直すのは議員の仕事ではないのかなという気はします。だから、やたら執行部側には投げられないと思うのですよ。やっぱりこれは私たちはわかりやすいというのは思いますよ。でも、一般市民の方からしたら、やっぱり漢字がこれだけ並んでいれば、それは議員目指すとか、他市から来ている議員さんだとか、それから党幹部だとかわからないけれども、そういう見なれた人はいいかもしれないけれども、一般の人たちを対象に私たちは考えなければまずいけないのではないのかなと思うので、そのところをもうちょっと考えてからこの資料提供というのはやるべきかなと思います。

山本委員 うん、おっしゃることよくわかります。確かに2種類つくるというのは、なかなかそれは今のご時世言えることではないと思います。ただ、議員も市民ですから、市民向けにわかりやすくつくったものを議員がそのまま使うといったら、なおのこと議論の活性化になりませんかということだと、よりわかりやすいものを1種類つくってもらったらそれでいいという話ですから、流れとしては。別により高度なものを、その議員が高度なのかどうか私わからないけれども、議員向けと市民向けで分けてつくる必要性というのは余り僕は感じないですね。だから、市民の皆さんが読んでわかるようなものを1種類つくってくれて、それを議員にも渡してもらえたら用は足りるでしょうということが1点。

それとあと、議員がつくるという部分についても一定理解します。そのぐらいの心意気はあってしかるべきだとは思いますが。ただ、議案審査、うち審議審査日程としては議案の審査が先行している状況の中で、自分たちで議案の研究進めながら、その執行部が要するに作者の意図をそんたくして、資料を公正中立な立場で作りかえることと、自分たちの主張の部分とを分けて、同時にここで2種類のをつくる時間が果たしてあるだろうかということを見ると、作者である財政当局なら財政当局、執行部側にしても、市民の皆さんにわかってもらうという部分については、それは当然向こうさんも意を用いるわけだから、このいただいている文書を公文書として議会の責任において議場に置きますよということをアナウンスすれば、向こうさんは当然作り方を変えてくるのだというふうに思いますよ。当然もし、もしではないな、これ取り組みを進めていく中で、傍聴に来ていただける方がふえてくることを期待していますけれども、そうしたら当然それを手にした人の意見というのは、また当然それははね返りあるわけだから、当然それは議会に来ると同時に、作者にもいくでしょうから、そうしたらやっぱりそれは作者がもうそれは考えるでしょうということだと、別にこちらからつくれとかという話ではなくて、置くというアクションをすることによって、それを当然読み手を新たに市民という読み手をつくるわけだから、その部分からまた当然レスポンスはあるわけだから、それは当然その後はもう両者双方で考えていく話ではないかな

ということですね。特に予算なんかは執行部側からしか提案できない決めにあっていて、執行部側が出してくるものですから、こちら側はそれをそんたくして注釈つけるというのは、かなり難しいかなという、みんなめいめいそれぞれその賛否も含めてみんな意見あるわけですから、その中でみんなが納得するところで説明文をつけるというのは、かなり多分議会だより以上に難しい作業になるのだらうというふうに思うので、そこはもう作者に、それはもうその部分はもう作者にお任せする話だらうなというふうに、もうそこは割り切ってとにかくもう出すのだということのほうが大事かなという気がちょっとしています。

宮岡幸江委員 そもそも論になってしまうかもしれないのだけれども、議員って、報酬、議員の活動のための報酬もらっているわけですよ。そうすると市民の方たちは、さっき別にそれが市民が下だとか何とかという意味ではなくて、それだけの仕事をするべきだと市民の方は思うわけですよ。そうしたら市民向けに易しいのをつくるということに対しての不満はないと思うわけです。難しいというか、ある程度専門的なものを議員は読みこなさだろうと一般市民の方は思うわけですから、そういうことを考えれば、私はわかりやすい市民向けのものをつくってお渡しするほうが親切だと思うし、執行部側にもっとわかりやすい市民向けのものを、市民が読むようなものと、今までは市民には渡していなくて議員だけが見ればよかったけれども、これ市民が見ますよと言ったときのつくり方を求めること自体が私は違うかなと思うのですよ。

金澤委員 ちょっと両方の話聞いていて思ったのは、言っていること、もうなかなか面白い視点で、正直な話、この12月補正予算書は少ないのですよ。ところが、3月議会の補正の説明書、かなりもっと何ページにもなる。となったときに、では本当に聞く人の立場に、来られた人の立場になったときに、一番知りたいのは、今何を議論しているのかだと思うのですよね。そうなってくると、単純なこの説明書、予算説明の概要書ではなくて、各会派が総括質疑の届け出を出していますよね。そのときに今、一般質問であれば通告書プラスアルファ質問趣意書をつければ、それを市民が読んだほうがもっとわかるよねという話あったと思うのですよ。それと同じで、単純にこれを資料を右から左に流すよりも、会派ごとに総括質疑届出書に一般質問と同じように、何を聞きたいのか、項目とその概要を、要するに前年比でこれだけ落ちて減っているよと、どうして減っているのだというようなその簡単なものを説明書を総括質疑と一緒に届け出て、それをコピーしてお渡ししたほうが、何を聞いて、何を答えているのかがよりわかるので、もしかしたら多分確かにこれコピーして配るよりも、そっちのほうがわかりやすいのかなと。その分議員、各会派が努力をして、その市民の傍聴者が読むのですよと、何を聞いて、何を答えてほしいのかをそれを傍聴者を意識しながら届出書に添付したほうがより議員が頑張っているのがわかっていいのかなというような気がしてきました。だから、ちょっとその資料の配り方も今までは単純にああ、これあったほうがよりいいわね

というだけで僕も考えていたけれども、ちょっとそれもう一回整理したほうがいいのかもしれないですね。というふうに思ってきたのですけれども、ただ、それを次からいきなりではとりあえずやってみましょうよとやるのか、それとも1回もう時間がないので、1回今回6月議会で試しにつくってみて、まだ配らないで、まだいいか悪いか決めていないわけだから、つくってみて、次の委員会で皆さんが大体こういうものをつくってみたけれども、では水準が、レベルがある程度いい、上のほうなのか、ばらばら格差があるのか含めてもう一回話し合ったらと思いました。いかがでしょうか。

委員長 今そういうふうな提案がありました。ただ単に執行部でつくったものを市民の人に渡して、これ勉強会で議員が説明を受けて初めてわかるような資料内容だとは思うのですよ。ですから、そういうふうな宮岡委員さんの言われたように、みんなで考えて、わかりやすい総括質疑の内容に組み替えてみたらどうかというふうな提案があったのですが、どうでしょうかね。

山本委員 いいご提案だと思います。要は私のほうで、うちの会派で提案した眼目というのもおっしゃったとおりで、要するに何のやりとりしてはるのというのがわかるという部分、ああ、それで何の話しているのかわかるのところから、ああ、議員さんって自分思っていた以上にちゃんとやっているのやなというのがわかってもらえたらなおいいねという部分だし、議会というところがこういうところでちゃんと議案一本一本ちゃんとやっているのやねという部分がわかってもらえるという部分がまず初めの一步だと思いますから、だから当然議員も会期中の部分になってくるので、会議の冒頭の部分でそれやることになるわけだから、最短でつくれる方法というのを考えながらやっていくという部分で、バリエーションあっていいと思うのですよ。その執行部側からもらう資料をいただいたら、まずこれをばんと渡すところから始めるのか、あるいはその通告書みたいなものを、届出書か、今ね。質疑届け出ですから、だからその届出書の体裁を変えてみるとか、いろいろなやり方あると思うので、その辺はちょっと幅持って、いただいたご提案というのも含めて、ちょっと幅持って検討したらよろしいのではないのでしょうかね。別にこれでなければならぬとか言うつもりはありませんから、要は聞きに来てくれている人がよりわかりやすい、より理解してもらいやすい環境で話を聞いてもらえて、ああ、やっているねと理解してもらえということだと思いますから、だからいただいたお話も含めて織り込んで幅持ってちょっと考えてみたらいいのではないのでしょうかね。

委員長 どうでしょうか。今そういうふうな話になってきた。そういうふうな話と言ってもわからないと思うのであれなのですが、一応試しに今度の議会の総括質疑なら総括質疑を、どんな質疑をしてどういうふうなことで聞いているのだとか、そういうふうな形のをその受付に置いてみるとか、そういうふうな方向のちょっとやってみるというのはどうでしょうね。その辺の意見を出していただいて、今、山本委員さんはやったほうがいいのではないのとい



うふうなことで、試しにね。

横田委員 私もその総括質疑の内容に沿ってこういうことをやりますよというのを市民の人にわかるような、そういうのを新たにこれではなくてつくって、やっぱり試しに今回やってみたほうがいいのではないのかなというふうに思います。

委員長 共産党さんは。

吉澤委員 今の総括質疑のその届出書という話なのですけれども、これはあくまで今一般質問のあれとは違います。通告とは違いますよね。

委員長 うん、はい。

吉澤委員 お互い協力してこちらやっているという認識でやっているのです、この間もそうなのですけれども、その見せる、当然ながら市民に見せるというわけで作っているものではないので、そうすると今後のこの検討課題の中へたしか総括質疑のその通告制というのが事務局提案であると思うのですね。だから、それにかかわってくるので、ちょっと今何とも答えられないかなというふうに思うのですけれども。

委員長 決ってどうのこうのということではなく、もしそういうふうな試案みたいな形でちょっと試してみる。

安道委員 私もベースとしては、やっぱり最初のほうのこの資料を、議会の勉強会のときの資料をまずはこれをそういった点では試行してみるという点で提示するのはどうなのかしらとは思いましたけれども、その試すということであれば、それでやっていく中で試行していくというふうなことで言えば、まずこれならすぐ提示できるわけですよ、今の段階であれば。だから、まずはそこからスタートしてみるというのはどうなのでしょうかねとは思っていましたがけれども。というのは、またこれは通告のはまた別になりますけれども、またよりわかりやすくつくるとか何とかといった場合、やっぱりこれは執行部が提案しているものですよ。だから私たちがこれをもっとわかりやすくというと、やっぱりいろいろちょっとそういう点では無理があるというのか、ものだから、やっぱり数字も含めて執行部が出したものを書いて示していくというのが本来なのだろうなというふうには思っていましたけれども。

委員長 どうでしょうか。そういうふうな、執行部が出したものをそのまま示していくと。基本的に勉強会ということは、だから議員も勉強するというか、これを説明受けないと、何を言っているのかわからない表は表なのですよね。それをだから一般の人が見ても余計わからないのではないかというレベルのことかもしれない。だったら、議員でみんなでちょっと加工してみたらどうかというふうな保守系クラブさんの提案。

はい、どうぞ。

金澤委員 もうちょっとわかりやすく言うと、要するに質疑とその答弁を聞いてもらうわけですよ。だから、ちょっと自分自身も反省しているのですけれども、やっぱりそれをコピーして配れ

ば、よりわかりやすくなるだろうと思って私も考えていたのですけれども、質疑の内容の助け、理解をしてもらうためには、その質問項目があって、なぜ今質疑をしているのかというのをその疑問点、これ生活保護費負担金がふえているよと、なぜふえているのかとか、他市の中でどうかということを知りたいという、それを箇条書きに書いた質疑趣旨、要旨をお配りしたほうが、なぜその今会派を代表して質疑をしているのかわかるので、どうせやるのだったら私は次6月議会で、とりあえず今回6月議会だけはこれ配りましょうとやるよりは、拙速にやらないで、もうちょっとそこをそのフォーマットも含めてやったほうがいいのかという気がしてきたのですけれども、どうせやるのだったら、よりわかりやすいもの、理解をしてもらえるものをお配りしたらどうですかね。慌てなくてもいいのかなというちょっと気がして、もうそこまでやるのだったらいいのかなと思ってきました、私も。

安道委員 もう少しそれはもしそういうふうなことであれば、もう少しちょっと会派的にやりたいと思います。

委員長 持ち帰ってね。

安道委員 はい。

委員長 わかりました。では、その辺のところはまだ共産党さん持ち帰ってちょっと検討させてほしいということなので、今の段階では……

〔(乗るかどうかわからないなんだ) という人あり〕

委員長 うん、乗るかどうかはわからないので、一応では保留というふうな形で。

山本委員 いや、これ現状何もお渡ししていないわけでしょう。多分これ補正予算の概要書と、とりあえず当座今あるものを渡せば、少しはましに、よくなりますわね。副委員長おっしゃるように、そういう形までフォーマットをつくって、よりよい形でやればもっと上がりますよね。ということで考えると、6月はもうすぐ始まるわけだから、あるものをまずお配りしてみよう。当然共産党さんご懸念のとおり、その通告制が絡むという部分は、うちもちょっと、これ先の議論だから余り多くは言いませんけれども、心配の種の部分はちょっと感じているのです。今の運用もいろいろちょっと思うところありますので、その部分はまたその部分で多分もっと大きな議論になるのだと思うので、それでその部分とかみ合わせながら、ブラッシュアップのレベルで考えていけばいいのではないのかな。何にもしないよりは、今できることをまずやればというふうに思いますけれども、委員長、副委員長がにわかにおっしゃるような流れになればなおいと私は思うし、その分で幅を持って考えるべきだと思うから、2段階とかでも構わないのだと思うので、その辺例えばその質疑の通告か届け出かみたいな部分という部分、確かにご指摘のとおりで絡んでくると、今お話しして、はっと思ったので、その部分でいくと、その部分との論点の整理もした上でないと、確かに通告書という部分になってくると、その届出書が通告書にかわるということになってくると、確かにまたこちら

のやりようが変わってくるのはあるでしょうから、その各派によって多分届出書の内容をどこまで書いているかというのは、会派によって今大分状況違うと思いますので、その部分整理をしながらやっていかねばいかぬ部分という指摘も確かに当たっているなという気がするから、できることからやればいいのではないですか。その流れとしてそんなに右と左とかいう話ではないと思いますので、その程度問題だから、できることから順番にやっていって、進めていけばいいのではないのでしょうか。だから、何が言いたいかという、6月の時点ではとにかく今あるもので合意がとれるところで配ればいいのではないの。9月、12月、またその中長期を議論していく中で、その部分を論点整理しながら、ではここまで議論が煮詰まったから、ではこういう形だったら出せるねという部分でまた考えていけばいいのではないのかな。そのぐらいの幅があってもいいような気がしています。ただ、だからかつちりフォーマット固まるまでやらないというのもちょっとどうかなという気がしたので、どうでしょうかね、その辺。

横田委員 私は逆にその総括質疑の通告制とか絡むとすると、どう絡んでくるかちょっとわからないので、できるところと言うよりも、全体で逆に言えば今のこの改革、きちんとした改革を極端な話、2年の間にきっちりやればいい話であって、そんなに単発でできるところって、そんなに急がなくてもいいのではないかなと、絡むのでしたらね。完全な単発だったら構わないとは思いますが、絡みがあるのだったら、それとあわせ、あわせてというか、そこまで長くしなくてもいいのですけれども、きっちり考えた上で決めていったほうがいいのではないのかなというふうに思いますけれども。

山本委員 うん、絡むところはそこ解きほぐさぬと議論進まないのですよ。だから、おっしゃるとおりで、これは必ずしも柱に例えていた上のほうで絡まっている話、絡まるところの手前までは行けますよねということですよ、私が思うにはね。だから、今現状、その部分まで踏み込まないところでできることはないですかという話だと思う。配ればもうちょっとわかりやすくなるよねという部分は、これここまでは議論の流れを伺っていると、土台の部分についてはあらかじめ共有が出てきたのだろうというふうに認識していましたが、今だから配るならどんなものかというところのレベルまで話来ているわけだから、それでいくと、ではどのレベルまでだったらその部分踏み込まないでやれるのかという話だと思うのですよ。その本当に絡まってくる部分というのは、そこの絡まっているのをきちっと解きほぐして整理した上でもう一歩進めばいいわけだと思うのですよ。絡まらないところで進めるのはどこまでですかという話になってくるのではないかなという気がする。その要するに大分先のほうで絡まっているから、一歩も踏み出せないということでもないのではないかなという、ここまでの議論の流れをお伺いして、その手前まででやれるところだったら前向いて歩いたらいいのではないかなという気がする。

宮岡幸江委員 その絡まっているというのがどこのこと言っているのだからよくわからないのです、私には。というのは、これ自体がこのまま出すことが本当にいいというのがまだ私たちはわからないというか、これは議員の人たちに渡しているもので、これを秘密かなんとかという意味ではなくて、報酬をもらって議員という仕事をしている私たちの立場でもらっているものなのだから、これをそのまま出すことに私はいいのかなと思うわけ。あるから出すというだけで、それが議会改革になるのと思うわけよ。

山本委員 いや、その短絡的にあるものを全部出せばいいとか乱暴な議論しているつもりはなくて、要するに今予算書を直接ひもとかないと何の話しているかという部分というのは、なかなかわかりづらいところがあるよねというところがあって、それを一步でも改善しようと思ったら、では今すぐできることとしては、こういう部分で、これをお配りしたら、とりあえずこれ要点出ているわけだから、ある程度何の項目かぐらいまでは見えるわねというところがあって、絡まっている部分というのは、さっきご指摘あったように、その届け出か通告かという話なのですよね。その要するにそこまでコンプリートな通告書という形で提示しないといけないということになったら、通告外の質問や質疑については、当然これ待ったかかるでしょうねという心配をするわけですが、今かなり柔軟にやっていますでしょう、その質疑の部分でね。多分これ書き込み方が会派によってかなり違うので、本当にがっちりコンプリートして書いている会派もあれば、恐らく大項目ぐらいではばんばんと出してあって、かなりフレキシブル持たせてやっている会派もあるという現状があると思うのですよ。その部分の整理をしていかないと、その通告書の書き込みについて相当細かく書いてねという要望は事務局から出ていたと思うのだけれども、ただ、その部分について最低水準引く話になるわけだから、市民にわかるレベル、何の話をしていてどういう部分を聞きたいのか全部書けという話になってきたときに、書き方が変わってくる会派も出てきますよねという部分がこれちょっと整理をしてからになるのかなという気がしています。その部分は中期で課題にすると言うのだから、これ夏以降の話になるわけで、では6月どうしますかという話になってくると、そこが解決するまででは何もしないのかという話になってくると、それもちょっともったいないよなと、せつかくここまで議論してきて、ある一定の何かしましょうよというところまではある程度皆さんご意見出てきて、では具体でどういうもの配りましょうかという話に今議論来ているわけだから、その辺は細かく刻んでいってもいいのではないのでしょうかね。別にそのあるからどうという話ではなくて、現状あるものの中で少しでもよくなるのだったら、ご提示できるものはご提示したらという意味合いの話なので。

宮岡幸江委員 さっきも山本委員のほうは自分のほうから来た人にわかりやすくというのがそもそもの意見だと言われていましたよね。そうなったときに、この中にあるからこれを全部言っているわけではないではないですか。来た人にとって、傍聴者にとって何が一番わかりやすい

かといったら、私も通告したらというところまでは考えてはなかったのだけれども、やっぱりそれは来た人にとって一番わかりやすい方法は、「今何言ってんのよ、質問者は」というところではないですか。だけれども、ここにあるどれかを言っているらしいというふうになりますよね。ただ、きょうはこういうこれを行っているらしい。ではなくて、本当に市民の立場になってわかりやすくやるのだったらば、やっぱり今やっているのが何ですよということが、それこそ一般質問ではないけれども、市民にわかって、聞いていけば、ああ、そうなのだ、市民の人はそこに書き込むかどうか知らないけれども、そういうほうが本当に市民レベルのことではないのかなと私は思うのですけれども。

横田委員 それで、要は総括とかがよくわかるような形の資料を提供するというのが前提で、議会改革としてはそれをやるべきだと思うのですね。できることということなのですから、今回こういう勉強会の資料をそのまま、6月はとりあえず出しました。それが今度は9月に変わるかもしれないし、今度はまた違う資料が出ましたとなりますよね、今度総括がそういうものになってくると。そんなとき資料をちよろちよろ全然変えるのはどうなのかな。きちんと決まってからやっぱり出したほうがいいのではないのかなというふうに思うのですけれども。

山本委員 うん。確かにその根本的な部分でころころ変わってしまって、前回出たけれども、今回出ないとかいう話になったら、それはおっしゃるとおりぐあい悪い。ただ、これ6月で例えばこれこのまま出したとしますよね。どれだけの人が見るのかというのは未知数だけれども、見た人がいたとしたら、当然レスポンスが返ってくるわけですよね。もっとこういうふうにしたらもっと見やすくなるのではないのとか、これよくわからないよみたいな話、いろいろな話が出ることを期待している。それに踏まえ、それをまたフィードバックして、ブラッシュアップしていく話だと思うのですよ。これとにかくもうこれでかっちりコンプリートして、もうこれで完璧だから、これはもうだれからも文句出ないとかいうようなものを今ここで答えられますかという話だと思う。だから、やりながら考えるしかない話だと思うので、だから最低限この中で、今6月の時点でその中長期の課題に踏み込まないところでどこまで出せるかというところでまず考えればよろしいのではないですか。中長期の課題として、これタイムスケジュールに従って解決していく中で、その部分はだんだんクリアになっていくわけだから、そのおっしゃるとおりクリアになった時点では、私もだから副委員長や宮岡委員がおっしゃっているような形の資料が提示されるのが一番話聞いている分としてはわかりやすいというふうに、終点として、終点というか、到達点として私もそう思うから、そういう方向に向かっていけばいいよねというのは思いますけれども、ただ、現状足並みがそろいますかという状況になってきたときには、ちょっとまだ議論の余地がある。当然これから議論する課題になっているわけだから、まだ議論していないわけだから、その部分まではなかなか

一足飛びにはいかぬよねということだと思うから、細かく刻んで、2歩、3歩でそこへ到達することを考えるのか、もうそこへ一足飛びに行くのだから、そこがもう、そのそこまで視界がクリアになるまでとどまるかという判断だとしたら、私は細かく刻んでも前へ進んでいくほうがいいのではないのかなという考え方をしている。

委員長　今いろいろ議論は出ているわけですが、議論の中で今ここでやっている内容は、資料についてということで、それで総括質疑のやり方ということについてはまだ触れていないわけで、例えばこの1ページの中で、8番の「赤ちゃんの駅について」というふうに書いてあって、430万円増となっているけれども、ではもとは幾らなのかとか、430万円増加したら幾らになるのかとか、そういうのは全然わからないわけではないですか。そういうのはだから勉強会のときに、こうなりますとかいう話だけで、一般市民がこれを見ても、例えば一番上の障害者給付金がふえたといったって、どうなのと、検討つかないわけですよ。それについては、ではこれこれこういうふうなわけで、こういうふうな内容で提案されていますとか、そういうのをちょっと加工してあげて、そんな難しい総括質疑をどうのこうのするとか、そういう問題ではなくて、主なものをそういうふうに挙げてやるとか、総括質疑の中で出そうなやつをそういうふうに挙げてみるとか、何かそういうふうなちょっとした加工で無理なく市民がわかりやすくなれば、それがわかりやすい説明書だということで、それによってだから総括するとかしないとかというのはまた別の話で、これを宮岡委員言うには、提示してもわからないのではないのかというふうな、もう根本的にはやっぱり勉強会でこれ聞いて初めて議員もわかるわけだから、そういうふうな内容のものを提示するよりも、みんなでちょっと加工して何かやってみたらどうでしょうというのが提案なわけだと思うのです。総括質疑とか、そういうのはまた別。

山本委員　だから、おっしゃることわかるのですよ。だから、今ちょっと一案で考えると、例えばこれにあと例えばその各派から質疑届け出があった項目、これはほとんど歳出になるのだらうと思うのですよ。歳出の例えば新規事業だったりするところへ多分議論集中しがちでしょう。ちょっと事務局にお伺いしたいのだけれども、これ補正予算の審査の中で、その起案書というか、起案シートみたいなものってないのかな。例えば事務事業評価シートの変形みたいなもので、こういう事業を新しくやりますと、幾らぐらいかかって、こんなことやりますみたいな一覧表みたいなものというのは、現状存在しないのでしょうか。それちょっと確認をさせていただきたいと思うのです。あればそれを通告があったものについて差し込めばいいわけでしょう。

委員長　うん、そうかもしれないね。

山本委員　そうしたら、ではこの事業の概要がこうで、ああ、こんなことをやろうとしていてという、拡充するのに、ああ、こうねというのが見えてくればいいわけだから。

委員長　　ちょっと言っている内容が事務局でわかれば、わかるかどうかあれなのですけれども。

議会事務局主幹　　ちょっと漠然としていて、今聞いた話では、ちょっと山本委員さんの真意をつかみ切れてはいないので、恐らくイメージしているようなものは特に作成していないと思います。

　　以上です。

山本委員　　前にもご紹介しましたけれども、さいたま市議会の説明書で、これはまたホームページ挙がっているのは後で見てもらったらいと思うのだけれども、補正予算の概要ということで、事務事業評価みたいな形で、事業の名称から、内容から何のために、どのぐらいのスケジュールで幾ら金かけてどんなことやるのかというのを端的にA4半ページですが、これ1事業。こんなのをさいたま市議会ではつくっておられる。だから、こういうものがもし従前あるのであれば、そういったものを添付していけば、ああ、どの会派さんがこれとこれとこれについて質問するのでみたいな部分で、その事業の概要が見えてくるわけでしょう。そういう部分で応用はできるかな。それだったら、そういう形だったら届け出で今のところ対応できるのではないのかなという気がします。そのほか……

委員長　　その届け出の云々はまた別の話として……

山本委員　　話だから、今現状のお作法が要らない範囲でやるのだとしたら、そういったやり方があるかなということですよ。その届け出の内容に沿って補足すればいいわけでしょう。この今、議案説明会で配られている資料にその補足していけばいいのだから、ちょっと分厚くなるけれども、そういう部分では対応できるかなという気はしますけれども。

委員長　　みんなのイメージが一つになっているかどうかわからないのですが、とにかくこの資料よりももっとわかりやすい資料を議員としてつくって見たらどうでしょうかという提案なわけでもいいわけですよ。そうではないですか。

〔(議員でつくるということですか) と言う人あり〕

委員長　　議員で、宮岡委員言っていることは。

宮岡幸江委員　　最初言ったのはそうなのです。このままを出さないで、議会として出すのならそうしたらどうですかと言ったわけ。

山本委員　　だから、これ議会の側で資料請求かけて、議会の機関意思として資料請求をかけて取り集めて、こっちで整理してつければ、議会で作ったことになりません、最短でやるとしたら。おっしゃることよくわかるのです。僕たち自身がその資料をつくって、自分たちがこういうふうを考えていますよというようなところまで乗ればそれはいいのだろうけれども、やっぱりそれぞれ価値判断違う議員さんおっての中で、要するに議論が議決する前の段階で、その意見つけて書きますかという話になるわけではないですか。

〔(意見つけることないでしょう、だって総括だから) と言う人あり〕

宮岡幸江委員 済みません。これを、これを出すということは、意見をつけてとか、数字をかえてとかいう気はないのよ。これを見てさっき委員長が言ったように、例えば8番の赤ちゃんの駅の申請に伴う増となっていると、一応気になる人は、増だからもとは幾らと思うわけではないですか。これには書いていないですよ。だから、そういうことは余計混乱というか、市民の方に本当にわかりやすくやってあげるためのこれであって、出すのならば、このままでしょうがないでしょうということなの。だから、これは議員がもらう資料であって、あくまでも、だから市民の方に、傍聴の方にお渡しするのはまたちょっと違ってくるのではないのですかと。だから、それこそ早急にこれあるから出すというのではなくて、さっき言ったこれもではすぐにあるものだから、すぐ出せるから、今回の6月から出しましょうということに対してはちょっと私たちからすると違うのではないのというところです。

山本委員 否定しているわけではないのですよ。おっしゃっていることの大意は重々理解していますから、そうあるべきだという価値判断も個人としては持っています。だから、言いかえれば要するにこれを打ちかえて、議会のほうでは議員なのか、事務局なのかわからないけれども、これを打ちかえて、その質疑の届け出があった項目について、さらに膨らませたものをその議会の責任で編集をして、それで出すという話だったら理解できます。当然価値判断入ってきたら、これも4通り、5通りできる話になるので、それも心配していたのですけれども、要するにその質疑の届け出があった項目のものについて、機関として資料請求をかけて、それを打ちかえて1枚のシートの上で膨らませるのだとしたら、それはそれで一つの考えだと思います。そういう形でやるのだったら、6月それで試しにやってみたらいいのではないですか。そのお作法を変えない範囲でできる限りやるということだから、そこまでみんなで汗かいてやるということやるのだったら、そういう方向で試しにやってみたらいいのではないのかなという気がします。だから、おっしゃっていることを真っ向からノーと言っているわけではなくて、そこまでやれるかどうかの瀬踏みの話だから、そういう方向で打ちかえて、みんなで打ちかえて、ああ、これは何党さん、何党さんではない、そのどこの会派さんが質問しますよという部分で注釈つけてもって、これはこうこうこうで、こういう事業なのですよというようなことで膨らませてつくるということであれば、それはそれで汗かいてみるには一番あると思いますよ。

委員長 わかりました。一応共産党さんのほうで持ち帰らせてほしいということなので、決はとりませんけれども、一応さっき言ったプロジェクトチームだけ、ワーキンググループで何かちょっと一つの試案みたいな格好か何かを今回の議会のちょっと出して見て、それでみんなでこれでいいということになれば、そういう方向もどうかなと今ちょっと思っているのですが、どうぞ、副委員長。

金澤委員 私もちょうとワーキングチームに投げればいいかなと思ったのですが、でも、よくよく考



えてみると、その総括質疑の日に来るだけではなくて、開会日に来る人はどうなのだと。開会日に来る人は、一緒に執行部がずらっと説明するわけですよ。それを聞くときの資料には、ではどれがふさわしいのか、では総括質疑の日に会派から代表で質疑をする。それを聞くときの資料はどっちなのだと。では今もめているのが、話し合うのがそのどちらのことをでは考えているのか、ちょっとあいまいなのですよ。だから、総括質疑であれば、さっき言ったように会派が出した総括質疑の届出書のように膨らませた、もうちょっと丁寧な説明書、質問趣意書があればいいし、単純に最初の開会日の執行部の予算とか、補正予算の説明の日であれば、今配っているような概要、予算概要でも十分かもしれないし、だからちょっとそこらをもう一回整理をさせていただきたいなとか、きょうはちょっとだから決をとるのは保留にさせていただけたらなというふうに思いました。

委員長　　そういう意見が公明党さんからも出ましたので、一応持ち帰りということでやらせていただいて、議員のほうで試案というのですか、そういうのでだれかやってみたいということがあればつくってみていただいても結構ですし、その辺のところはどういうふうにしておきましょうか。

〔(再度それについて) と言う人あり〕

委員長　　再度協議するというので進めていきたいと思えます。

それでは、いろいろごちゃごちゃ話しましたが、今回のこの資料については再度協議するというので進めさせていただきたいと思えます。

それでは、次に行きたいと思えます。次に、一般質問持ち時間に答弁を含まない設定に変更についてを協議願いたいと思えます。これは特別資料はないですよ。

それでは、各会派より報告をお願いしたいと思います。

小島委員　保守系クラブへ持ち帰りまして、話し合いをさせていただいた結果は、現状のままでよいのではないかという答えになりました。というのも、平成8年の1月から6月までにかけて、それまでの議会における一般質問の時間制限の提案があった場合の話し合いがありまして、その中で時間制限には質問の向上ができる一問一答のほうが緊張感が出るとか、今現在の新しい形になってきた中で、やっぱりケーブルテレビが入ることが決定をされて、やはり1時間という時間内で、それが一般の方が来ていただける時間帯の中においても、時間が読めるのではないかということで、そういうことが質疑がされたということがあると聞きました。そして、傍聴人の方が議場にやはりその時間にとって入りやすいということ、そしてそのほかにも議員一人一人がその質問の向上を図るために努力するのではないかというような内容があったとお聞きしましたので、私たちもやはり新しい改革が平成8年にあったということで、そのまま、このまま続けていくべきではないかということで結論が出ました。

以上でございます。

委員長 次に、公明党さんお願いします。

金澤委員 これは我が会派からの提案なのですけれども、内容、趣旨については、一番最初にお話ししたとおり、やっぱりその一般質問のこれは最大限市議会議員として重点的に重要視しなければならないというふうに考えています。そのような意味で、何が大事かと考えたときに、ケーブルテレビの持ち時間が大事なのか、放映時間が大事なのか、それとも議員が質問できる時間をきちんと確保していただく。時間制限があることを理由に、執行部が答弁を引っ張って、周りのことや、歴史的背景やら、何かうだうだ、うだうだしゃべられて、時間を気にして議員が焦ってしまうというようなことがあってはならないというふうに考えます。実際問題そのようなことで、執行部の答弁大変恐縮ですけれども、もう答弁をはしょってくださいというふうをお願いをさせていただいたことが私自身何回もあります。そのたびに何でもかき起こるのかと考えたら、やはり60分という時間制限があるから、答弁をしゃべればしゃべるだけ、2回目、3回目の質問ができなくなるからだろうというふうに考えざるを得ませんでして、私の思い過ごしかもしれませんが、そういうようなことがありました。そのケーブルテレビの放送をおっしゃられる方にもう逆にお聞きしたいのですけれども、30分で終わる方いらっしゃるわけですよ、一般質問1時間の持ち時間で30分で終わる。それが悪いと言っているわけではないのです。では実際にそのときには繰り上げになって、1時から2時、2時から3時、決まっているわけではなくて、どんどん繰り上げていくわけですよ。ということは時間別に、今の時間、今の一般質問1時間の持ち時間制だから、時間どおりぴしっぴしっとタイムスケジュールどおりいくわけではないのです。それは傍聴をされる方もそうですし、ケーブルテレビで夜放映を見られる方も同じだと思います。ケーブルテレビの放映も全部繰り上げていきます。ですから、そのような根拠は全く当たらないというふうに思います。これからやっぱり地方議会が重要視される中になって、一般質問がより中身が濃くなって、しっかりと質問ができるということのほうを重要視していただけたらというふうに思います。

あと、でも、それでもやっぱり大事なものは、とはいっても、残業が例えば1時間半だ、2時間だとなってしまう可能性がゼロではないのは私も認識していますから、例えばこれについては、では最大限1時間半とか、1時間15分とか、その80分とか、そのような上限、上限を決めること自体は私はやぶさかではないなと。ただし、一般質問の持ち時間を30分とか、35分にして、1回答弁がどういうふうになるか、また質問の仕方がどこまで変わるかというものもやっぱり議会改革として取り組んでいただけたらというふうに思いますし、他市の例を見ても、そのような異常な延び方をした例がないというふうに調査結果も出ていますので、また改めてご検討いただけたらと思います。

委員長 次に、共産党さんお願いします。

安道委員　うちの会派でもこの一般質問の持ち時間について、現状ではいろいろやはり答弁が長くて、なかなかちょっと問題が生じているというふうなことをやっぱり感じていたところです。さっきもお話ありましたが、議会改革の中で入間市はいち早く一問一答方式を取り入れたという点は、本当によかったことだとは思いますが。それでいて活性化されてきているのだと思うのです。それをさらに前に進めていくというふうなところで、今こういう課題が出てきているのだと思うので、やっぱり質問時間をこちらも一定程度確保するというふうなことで定めていく。そして、答弁についても一定の枠、延々とやっぱり答弁時間やると、今まで1時間という枠で一応やってきていますから、一定そういう枠も持ちながら質問時間も確保してというふうなことでやっていくことは可能ではないのかなと思うのですが、でないとならば答弁が延々とやっぱり時間がなかなか厳しくなってくると思うので、その辺は一定程度答弁を簡略でというふうなことはお願いできるのだと思うのです。そういうふうにより両方で努力していくというふうなことでは必要なことではないかなと。

委員長　その総枠は両方で1時間。

安道委員　質問なら……

委員長　質問と答弁。

〔何事か言う人あり〕

安道委員　そう、そう。だから……

〔(時間的には1時間)と言う人あり〕

安道委員　だけれども、そうですね。その辺はやっぱり一定、でないとならばどこまで許容できるのかというのは検討の余地あると思いますけれども。

委員長　わかりました。次に、みらい市民クラブ。

山本委員　私どものほうでご提起があったので、うちでも会派に持ち帰って話をしましたところ、基本的には賛成ということで意見の一致を見ました。ただ、これやる議員の側からして、制度の移り変わりの時点でやっぱりお作法が変わりますから、ちょっとしばらくやりにくいのかなという話が出ていたので、移り変わり期間、当面選択制にしてもらえとなおいいのかなという意見があったということをつけ加えておきたいというふうに思います。

ただ、今、議論が出たのでちょっとあれしますと、余り全体の時間を例えば1時間とかやってばっちり決めてしまうと、今と何も変わらなくなってしまうのですよ。要するに自分の質問時間が残っていても、全体の時間が来ましたから以上で終わりますとかいってやられてしまうと、何も変わらないでしょう。引き延ばしたら引き延ばしただけで、時計が2個になるだけですから、だから、ただケーブルテレビさんのそのプログラムの都合が現状あるのは確かにあるから、おおむね1時間を旨とするとか申し合わせを別途決めているところ、ただ1時間になったから、ではこれで強制的に打ち切られるかといったら、そういう運用はして

いないというようなところ、深谷あたりはそうだったかな。そんなのでやっているような面もあるから、できるだけ柔軟にやりつつ、おおむねこのくらいでというような申し合わせをするぐらいのところでのいいのではないのかなという気がしています。

もっと言うと、これ時間今余らせている人にとっては、多分これ変えても変えなくても何も変わらないのですよ。多分これ制度が変わることで影響する人というのは、今1時間目いっぱい使っていて、いや、まだ質問したいことがあるのだけれども、答弁が長くて入り切らないとか言ってやっている議員さんにとっては、これは制度を変えることで、答弁時間カウントされなければ、あと自分のしゃべりを短くすれば乗るよねというところになってくるから、その議員さん方にとってはこれ大きい話だけれども、現状時間余らせている方については、これ制度変えても、時計のカウントの刻みが動いたりとまったりするのか、動いたままなのかの違いでしかありませんから、そんなに影響が出る話ではないだろうという部分はあるのかなという気がするので、これはもう最終的にはこれ試しにやってみないとわからないのではないですか。多分6月なら6月、9月なら9月で選択制で試しにやってみたらいいのではないですか。その上で、それ検証して、本実施するかどうか決めたらいいのだと思いますよ。選択制だったら多分嫌だという人は、従前どおり60分でとまらないでカウントしてくれということであれば、その人には累が及ばないわけだから、希望者で選択制でカウントしてみたらいいのではないかな。全体の会議時間は多分どうでしょう、そんなに変わらないのではないかなという気がしております。余している人の分をつり上げてやっているわけだから、恐らく1日のトータルの会議時間というのは、そんなに多分、そういう人たちが固まらない限りは変わらないのだというふうに理解をするので、その辺柔軟にやってみて、フィードバックしたらいいのではないのでしょうか。

委員長　　という意見がみらい市民クラブでした。

ほかにご意見あったら出していただきたいと思います。

宮岡幸江委員　結構長く答弁というか、この間質問時間と答弁時間の割合というか、時間数の実際に教えていただきまして、野口議員、石田議員、山本議員、金澤議員と、ほぼ30分を使っておられるあれなのですけれども、この中で今先ほども中身が濃い質問をするためには、もっと時間も必要よとおっしゃって、議員とするとそういうつもりでやっているわけだけれども、執行部もより聞いてくださる市民の方にもわかりやすく、これでももしかしたら短くやるように頑張っていると思っているかもしれない。これ例えばその執行部側のそういう、執行部側と議員側で今まで話し合ったことがない。答弁もあそこで簡潔には言っているけれども、どこを、今簡潔にやっているのに、これ以上やれないのだよともしかしたら思っているかもしれないではないですか。だから、執行部側とその点についてちょっと話し合う時間があってもいいのではないのかなと思います。もしかしたら議員に何度も同じことを言わせないでくださ

いとあちらが思っているかもしれないし、それはこっちのあれですけども、少しそういう点では、こっちは短く、短くとも思っている、ではどこを短くということ、基本的な部分はもういいのですよと、議員のほうは私の時間なのだから、そこはご丁寧過ぎるから、それが長く議員からすると感じるのですとか、そういうことをあちら側に、執行部側にもたまには、たまにはというか、1度ぐらい話す時間があってもいいのではないですか。わかっていないよ、それは。

山本委員 うん、そういう協議の場があってもいいのだろうとは思いますが、ただ、私自身がやっていて、非常に気になるのは、やっぱり一番答弁長い、特別職なのです。もうあえてこれ言いませんけれども、特別職で登壇されている方のご答弁が非常に冗長で長い。副委員長もそこでしょう、多分。という気がするのですよね。一般職の部長さんに見たら、基本的に聞かれたことにお答えになっていらっしゃるように印象を持ちますので、これやっぱり……

〔(傷つけないようにしている) と言う人あり〕

山本委員 その質問の内容によるのだと思うのだけれども、質問の内容にもよるのだと思うのですけれども、ただ、私一番気になるのは、特別職の答弁が長いことなのです。

委員長 市長。

山本委員 当然副市長はほとんど登壇されませんから、残る人ですねという話なのだけれども。

委員長 教育長。

山本委員 いや、あえてそれぞれノーコメントにしておきますけれども、委員長。ただ、だから副委員長冒頭おっしゃられたように、これは多分駆け引きの部分で引き延ばしなさるようにして聞かえないような話というのは、自分自身もされたことがありますから、何度もされていますから、そういった部分でいくと、議会のお作法としても、それノーカウントにするよという部分で、試しにやるよというのをやってから話ししてもいいのかという気はします。だから、試しにそれでやってみて、その執行部側のご意見も聞いてみて、フィードバックしていけばいいのではないですか。6月試しにやってみたらいいのだと思います。これはもう中のお作法の話だから、別にその残時間の時計がケーブルテレビに映るわけでもないわけだから、もう内々の話だから、とにかく1回6月、その選択制か何かでそれでやってみるというような形でやってみて、多分やっている側もいろいろ見えてくるだろうし、受けている側も思うところあるでしょうから、それを7月だか8月だかに、その6月議会の検証みたいな形で持ち込んできたらいいいのではないのかな、そんな気がします。

委員長 ほかに。

小島委員 その場合、今、山本委員がおっしゃったやつには、時間はやはり1時間以内、延長するということも含めてですか。

山本委員 厳格に1時間で切ったら、今と何にも変わらないです。質問時間残り15分残っているのだけれども、全体の時間が60分になりましたから、あなたの質問は以上で打ち切りですとかとやられた時点で何の意味もなくなってしまうのですよ。その議員の30分の質問時間が保証されるということが眼目でしょう、この制度改正。だから、おおむね60分程度でおさまるようにしましょうねと言って申し合わせるのがやっただと思います。だから、延びることだって当然あると思うし、要するに今60分の枠の中で質疑、答弁込みで一般質問ができますよという決めにしているのを、私のしゃべる時間を30分にしますよという決めになるわけだから、私の30分は保証してくれという話になるわけだから、答弁が延びれば当然1時間10分、15分、20分となっていくわけだから、それはそれでもうやってみるしかない話ではないでしょうか。だから、午前中比較的時間に余裕があるし、現状において。現状2時間半で2人しか入れていないわけだから、午後の部分も1時間マックスで入れていって、休憩15分入れても、大体4時過ぎには終わっていますよね。だから、5人1日で押し込むには、多少延びても押し込める話だと思います。ケーブルテレビにしても、最大6人まで押し込むことを前提にして今やってもらっているわけですから、マックスで放送時間あと1時間までは向こうさんも織り込み済みだというふうに理解ができるわけでしょう。最大18人まで織り込めるわけだから、それは確かにそれはもう多少日にちがずれたりするのはあるかもしれないけれども、その辺は融通きかせながらやればいいわけで、やれると思います、その部分は。現状今6人押し込んで、3日間やるといったら18人でしょう。今申し合わせで一般質問に立てる人間が19人、20人しかいないのですよ。そういうことでいくと、6人入る可能性というのは、今もう現状ほとんど今の期になってからないですから、6人押し込むという事態が。それでいくと、今現状5人分で回せる中で、6人分ぐらいの時間まででおさまるのだとしたら、余り気にしないでやっても大丈夫だと思います、その部分は。そんなに答弁入れて2時間になったりするようなことはさすがにないと思いますよ。

宮岡幸江委員 それは山本委員はそうかもしれないけれども、わからないではないですか。それは質問者によって、それは時間をはかれないと思うのですよ。30分の質問時間といたら、どう使おうと質問者の思い一つだから、答弁者がそれに入るとなれば、効率よくやれば2時間でも3時間でも延びる可能性はあるわけで、それをだれが規制するの、規制するのというか、午前中はもしかしたら1人で終わるかもしれない。それはおおむねとは言っても、おおむねであって、決まりがなかったらやりますよね。

〔(問題はそれが悪いかということだよ) と言う人あり〕

宮岡幸江委員 そうしたらだから、それこそこれケーブルでやっている以上、市民の人たちだって楽しみに見ている人たちだって大勢いるわけでしょう。それを今統計的にはというか、いつか何かで見たときに、余り若い人は見てなくて、高齢の支援者だったりなんかが見ている場

合に、11時までとか12時までが限度だとよく言われるのだけれども、全員のを見ればだけれども、自分の支援者のところがいつ始まるかわからない状態、読めないことになったら、やっぱりケーブルの自分らはあそこへ行かないでもうちで見られる今度ケーブルの意味がないということもやっぱり声は聞こえますよね。

今回ちょっと近所のというか、知り合いの老人たちというか、聞いているらしい人たちに聞いてみたところ、そういうふうな話がありますよね。おおむねといっても、そのところの考え方というものをある程度やっぱり決めておかないと、ちょっと無理なのかなという気はします。私は1時間というのは、ある意味広報にもちゃんと字数を考えて、それは相手がないで、私たち書き手が自分、議員がやるわけだからどうにでも編集はできますけれども、そこに効率よく、市民にわかりやすく書くということも考えれば、一般質問でもわかりやすく、市民にわかりやすく、そして伝えたいことをいかに1時間の中で効率よくやるか。それには執行部という相手がいるわけだから、そうはいかないよとおっしゃるところが今回のあれなのだけれども、だったら、だから1度執行部側と話す機会があってもいいのではないかなという気はします。これ以上私はやることもないのではないかなと思うのだけれども。

山本委員 答弁簡潔にという要請は多分過去に何度も入れていると思うのですよ。多分質疑・質問者本人からもそういう発言なり、過去何度もありましたよね。それで、状況が変わるかといったら、現実には変わっていないでしょう。それは当然60分という枠の中で、基本的に反問権ないわけだから、防戦一方なわけでしょう、理事者、執行部の側というのは。そうしたらそれはテクニックとして引き延ばしにかかるというのは、それは今の制度の中では人情だと思えますよ。いいことだと思わないし、非常に腹立たしい話ですけれども、質問者側からすると、もっと突っ込んだ話聞きたいのに、関係のない国政の話や延々と20分もされたり、されたらそれは非常にこちらとしては、質問の意図をくじかれる話だから、非常によろしくないというふうに正直言って思うし、聞かれたことに答えてほしいというのは、当然質問する側からすれば、それは当然思っていることだから、その意味でいくと、もう再三ここまでで申し入れなりなんなりというのがある中でやっていない、動かないわけだから、制度を変えてみるというのも一つのやりようではないでしょうか。確かに2時間、3時間とかおっしゃられて、一定のところまでは多分延びるのですよ、可能性として。それはわかります。ただ、我々がしゃべらない限り投げかけられないわけだから、30分しか投げかけができないということについて、その返りというとおのずと限界がある話ではないですか。向こうが一方的に聞かれていないことまで時間無制限でしゃべり続けるというのがその想定されるかということしていくと、執行部側の時間がカウントされない中で延々しゃべるといって、想定しにくいということを期待して多分ご提案になっている部分だと思うのですよ。だから、おおむね60分前後とかいう部分で申し合わせておけば、前後30分ぐらいの幅で大体おさまるのだと思いま

すよ。短くなる人は制度変わろうがどうしようが変わりませんから、短い部分は今までどおり短くなるわけだから、延びるといってもおのずと限界があって、せいぜい延びて30分ぐらいでしょう、いったとして。そうしたら30分から1時間半までの間で動くわけだから、全体の会議時間と今の余裕時間考えていくと、あらかたそれなりのところでトータルとして、ケーブルテレビのほう、お昼休みと関係ないわけだから、5人ぶっ通しで放送しているわけでしょう。全体の放送枠としては、恐らく組み合わせによりますけれども、みんなが30分ずつやっていったら、それはあと全体の放送時間というのは、それは時間的には延びていくのだけれども、その辺の工夫だけやっておけば、何とかテレビ局のほうにも迷惑かけない形でやっていけるのではないのかなという気がしますけれども、そのばちっと60分で切られてしまったら何にも変わらない。時計の動き方が変わるだけの話になってしまうので、それではちょっと困ってしまうし、うちらとしては30分の発言時間、片道30分保証してもらおうということであれば、それはそれで保証してもらわないと制度変える意味がないということだと思いますから、その辺はまずいずれにしろやってみないとわからない話ではないですか。その申し合わせ60分という中で質疑・質問者のほうがそれでカウントしてしんしゃくしながらやれば60分でおさまるのだろうし、とにかくおれ30分だから全部やるべえと言ったら、向こうさんの答弁次第では延びるといというのは、それはやってみないとわからないオーダーだと思います。だから、試しにやってみるしか多分答え出ないのではないのでしょうか。そんなふうに思いますけれども。

小島委員 確かに今、山本委員のこともわかるのですけれども、平成8年の2月6日の議会運営委員会の中で、時間延長について検討するというこの中で、30分程度の延長申し出により認めてほしいという意見が出て、採決した結果、多数でないことで決定というようなことが実際に起こっているわけです。それは前のときにこの改革の中に、休憩時間に各会派内会議や調整などに時間が追われるという、傍聴者の時間の目安がわからないということが、そういうことが起こり得てきたということで、この時間を1時間という定めたという前提があるのに、そこまでを改革をしたのに、また前に戻ってしまうのかいというような意見がうちの会派には実際あったのです。だから、今言うように、その時間帯がでは自分の質問が60分の、答えが何分とか、時間があるなら、やっぱり1時間の中で質問今まで3つしているなら2つにして、それで特に自分が聞きたいところを中心的に押さえて、そこを膨らませて、自分の中でもやはり議員が質問するほうの中でも考えながら相手に質問を、金澤副委員長にプレッシャー、それは要らないのですよという言い方もありますし、だけれども、それはやはりテクニックで、さっきから皆さんが言うような部分もあるので、やはり1時間という決めた以上は、その枠の中でやるべき問題ではないかと思います。

金澤委員 私名前が出たところで、そもそもでは1時間の根拠って何ですか。1時間の根拠だっとな



いのですよ。みんながもっともっと一般質問で熟議の市議会にしたいと、もっともっとみんなな議事を議論したいよと言うのであれば、1人持ち時間が2時間だっていいのですよ。延々やったっていいのですよ。でも、それでも一応ある程度常識的な線、体力的な面もあるし、いろいろな会期の日程の面もあるから、とりあえず60分にしているだけなのです。60分と65分の違いってないのですよ。そもそもないのですよ。わかりやすく1時間と切りのいいところでしたただけだと思うのですよ。そういう意味で、60分という時間にこだわるのは根拠がないというふうにまずは思っているのです、私は。60分の意味がないのですよ。ただ、ではそれをどこまで、いや、ふやすのかふやさないのかとしたときに、きちんと議員がその答弁の引き延ばしに、そういうものに惑わされること、影響受けることなく、議員の私権利だと思っているので、一般質問は、最高の権利だと思っているので、これは確保したいということを考えています。常識に外れない線で35分か40分の持ち時間制にさせていただきたいと。あと答弁引き延ばすか引き延ばさないかは、もうそれは執行部の考え方ですというふうに行き割れば割り切って考えていただきたいなと。確かに今おっしゃるとおり、ケーブルテレビで深夜にかかるとどうかというのものもあるかもしれないけれども、ある意味私は常々思っているのは、ケーブルテレビさんにその日5人登壇したら、その人の開始時間をテロップで端っこのほうに出しておいていただきたいなと、それがわからないから何かいつ始まるのかがわからないから、その録画のボタンいつ設定していいかもわからないというのはあるのですよ。そういう努力も、時間がわかるわけだから、本来計測すれば。そういうケーブルテレビさんも視聴者に対するサービスもしていただけたらなというふうに思っているのですけれども、いかがでしょうか。

委員長　　この中で3回質問でやった経験という、私ぐらいしかいないですか、質問は3回までというので。登壇して1回に全部しゃべるわけですよ。自席に帰ってきて、今度は執行部が答えたのについて、今度は2回目も全部聞くわけです。それがだから時間は無制限なのです。3時間やってもいいし、4時間やってもいいし。それで、回数で制限されているから、3回でストップになってしまうわけです。半日でだから1人でやるかもしれないし、だから一般質問やるときに、3日間あるのだけれども、幾日目に自分が一般質問の日かわからない。前の人がどれだけやるかわからないから。そういうふうないろいろな経過があって、それで初めて一般質問を時間制にしよう。あわせてケーブルテレビも入るし、1人大体2時間、1時間やれば大体1時間範囲内で自分たちで工夫して質問、答弁をしていただくというふうなことで合意をして1時間という設定がされて、そうすればある程度は議会運営についても、いろいろ代表者会議ですとか、一般質問のほうが重要だといえば重要ですけども、そういう時間もとれるのではないの。1日大体5人ぐらい目安にやるから、入間ケーブルテレビでやっても、だから6時から始まれば、大体11時には終わると、そういうふうなことで、あと傍

聴者もだから、きょう休んだらいいのか、あした休んだらいいのかわからないわけですよ。前の人がどれだけやるかわからないから。3日間のうちどの日にやりますという話だけだから、そういうのがだから決まって、1時間ということで決まったので、2日目の大体1時ぐらいから始まりますから、ぜひもし時間があれば来てくださいますとか、午後の2番目ですから、2時か2時半、そのぐらいに来ていただければ私の質問の順番になるのではないですかとか、そういうふうな傍聴者にとってもいいし、議員のほうも正直言って、2時間人の一般質問聞いているのは結構きついものがある。3時間ぐらいやられてしまうと、もう絶対議員の権利ですから何とも言えないわけですよ。やめろとも、もっとやれとも。黙ってこうやって聞いていないといけないわけで、そういうふうないろいろな経験を経た中で、今1時間というふうなことの中で、みんなですべてを工夫してやっていきたいと思いますということで設定されたわけなのです。その中で今、金澤議員さんがやっぱり不満に思っているのは、執行部が私が答弁したのに、引き延ばし作戦をやっているのではないのというふうな、そもそもそういうふうなものもあるし、執行部のほうとすると、そうではなくて、わかりやすくしゃべるとなると、どうしてももともとからしゃべらなくてはいけないとかと意味合いもあるので、もしよければ執行部のほうとその辺のぎくばらんの話し合いをしてみたらどうかと宮岡委員さんも言われているので、それをやって、どうしても直らないようだったら、それは時間制にするとか、もう一步先に進んだ。そのかわり質問が例えば第5次基本計画について質問しますと言って、それに答えだしたら、ずっと答えているかもしれないし、質問は短いけれども、答えはこんなに大きくなる場合もあるし、実際にこの間やったのも、行数で大体おおよその時間やったかもしれないから、今度は大体どのぐらいの質問で、どのぐらいの答えやっているのか、6月議会でもしあれでしたらそういうふうなちょっととってみるとか、実際に。

〔(いいですか) と言う人あり〕

金澤委員 要するに平成7年、8年に改革して、3回の往復から一般質問の一問一答に切りかえた、持ち時間制に切りかえた。それは悪いことではないですよ。今言ったように、いろいろないいメリットがあったと。では10年以上やってきて、ではそれがよかったのか悪かったのか。どこかデメリットなかったのかと、さらによくする何か改革ができるのではないかというところで今ちょうど来ているのかなというふうに思うのです。そういう意味で、ちょうど隣の狭山市さんほかでも、近隣でもその持ち時間制というもの、一般質問、質問時間の持ち時間制というものが新しく議会改革進んでいるところに出てきたわけであって、入間市もその10年前に、平成7年、8年に変えたから、もう変える必要はないということではなくて、変えていって、1回でもいいから試しに変えてみたらどうかというふうに思います。今、委員長がおっしゃったように、話し合ったらどうかと、何回も言っています。これは私の名前があえて出てきたから言うのですけれども、何回も言っています。ヒアリングのときに聞こ

うと思っていたことを実際にやっぱりその後原稿を自分で書いてみて、煮詰めてみて、書き直してきて、ああ、これだとやっぱり質問時間が、一般質問1時間超えてしまうからと言って質問落とします。落としたものもそのまま答弁している。それ聞いていないよと言っても、まだしゃべっている。だから、もういいかげんにしてほしいという思いで持ち時間を何のためには自分が夜中まで質問を削って、削ってやっているのか、努力が報われない気がしているのです、自分自身。ですから、僕一人が言っているのかもしれないけれども、改革の点について一般質問というものは私も本当に重要視しているので、ちょっと試しに変えてみることに、影響がない人も多分多いと思うのですよ。でも、本当にそうやって思っている人間がいるわけだから、何とか理解していただけたらなというふうに思うのですけれども。

宮岡幸江委員 ということは、ちょっと山本委員が言ったのと金澤委員が言ったのと、答弁の相手がちょっと違うのかなという気もするのです。というのは、そこに執行部側の緊張感がないというか、何を今質問しているかをちゃんと聞いていないから、そういうことになるわけでしょう。

〔(そんなふうに……) と言う人あり〕

宮岡幸江委員 いうか、そういうふうに受け取れるわけ。というのは、もう原稿を書く人と話す人は違うわけだから、だからこそ言っていますよと、わかるのです。私も言っていて、そこはしゃべらないでと言って、あそこで言ってもだめだし、前に言ってもだめだけれども、ちゃんとかういう場で執行部側で話すのと、個人で対でやるのとは違うと思うのですよ。やっぱりここは議会改革で、私たちも議員としてももっと改革したいために、この立ち上げているこの会議で執行部側で話すのと、対で今まで話したのとは違うと思う。だから、一度はそういうことをしてもいいのではないの。今までは個人的にはそれは執行部側とはやっていたかも、折衝していたかもしれないけれども、こういう会議で呼んでお話をしたことはないですよ。

金澤委員 3年ぐらい前なのですからけれども、もう本当に頭にきたので、議長にお願いをして、議長から開会前に簡潔にお願いしますと、本会議中に始まったときに言ってもらったことがあるのです。それでも変わらなかったのです。本会議で議長が発言している、要請しているにもかかわらず変わらないということであれば同じではないですかと私は思ったので、今回提案させていただきます。

宮岡幸江委員 私ももう大分以前の話になりますけれども、例えば答弁の中で、そのところ途中で手を挙げてもう要らないと言ったけれども、とまらなかったわけ、答弁者が。というのは途中でやってしまったら、あとどうやって読むのだろうと多分思ったのかななんて勘ぐってはしまったのだけれども、それはこちらが通告というか、だけでなく、対でやっぱり話すということは、やっぱり議会改革につながるのではないのと私は思うのですけれども。

山本委員 うん、両者お伺いして、話し合うのはいいことではないですか。ただ、話し合うにも材料が要るので、試しに、今60分、総枠、往復60分でやっているというのは皆さん認識がされて、片道30分やったことがないと。だから、片道30分やった後で両方経験したところで、さてどうしようという話で検討すればよろしいのではないのでしょうか。その現状の枠の中で改善をするということであるならば、宮岡委員おっしゃるように、今すぐにも来てもらって話しするというのはそれはそうでしょうけれども、仕組みを変えたらどうかという提案が出ているわけだから、仕組みを変えた形で試しにやってみて、それをやってみたところの検証とあわせて、引き合わせてではどういう形にすれば一番いいところに落ちるのかなという話をするのであれば、やってみないことには話の材料が出てこないということかなというふうにちょっとお伺いをしていて感じたので、話し合いするのはいいことだし、お互い質の高いとか、より質の高い議論をするためには、相手がある話なので、両者で認識を同一にするとか、合意を形成すること自体は大事なことだとは思いますが、それをやるにも多分いろいろなことでやっぱり検討の材料がないと、なかなか議論がしにくいのかなという気もするので、その意味でいくと6月に試しにやってみた上で、7月なり、8月なりにこの場になるのだと思うけれども、検討してみたらどうでしょうか。そういう感じだと思います。

宮岡幸江委員 基本的なことをお伺いしますけれども、この簡単、その今回だけ試しにやって質問時間を変えるということは即できてしまうのですか。

委員長 事務局お願いします。

議会事務局主幹 例規的なものにつきましては、申し合わせで60分ということで決まっているだけでございます。あと、その対応、その後の対応ということで、執行部のほうがそういうことで対応できるかということで、その辺をクリアしていただければ大丈夫かなというふうに思っております。

以上です。

宮岡幸江委員 確かに試してみなければ何事とも言えるのはよくわかるのだけれども、何でも試してからやるというよりも、その前にやっぱりしっかりとやるべきことをやってから試すほうがいいのではないのかなと私は思うのです。というのは、今材料がないと言ったけれども、私はやることあると思うので、執行部側には言っているけれども、なぜできないということをこういう場でしゃべってもらうこと自体も必要だと思うし、その考えるとか、実際にそれを書いている当事者でもいいのだけれども、来てもらってしまってもいいのだけれども、そういう人たちがどこまで議員がこの1時間というのを大事に思っているかというものが私は通じていない気がするのです。

山本委員 わかります。だから、例えば6月の9日、招集日には全員協議会が恐らくセットされるで

しょうから、そこで例えばそういう下話をするというのだったら、それはそれでありだと思います。それを別にやってからでない話し合いをしてはいけないとかいうことを言うつもりは毛頭ないから、例えば招集日の全員協議会の場で皆さんからご意見をお伺いしてぶつけてみてもいいのかもしれない。ただ、答弁書の話が出たのですけれども、これもあえて言います。市長さんにおかれましては、答弁書をお読みになっておられない。答弁書を書いても答弁書のとおりには答弁なされないというふうに聞いておりますので、そういう方もいらっしゃるわけですよ。それで延々もう政治演説ぶたれるような話もあるような状況だったりもするのも片方にあるし、また一般職のひな壇上がっておられる方にしてみたら、ご指摘のような点も多分あるのだと思います。その部分例えば招集日、全員協議会開かれるわけだから、そこで例えばもんでみてもいいのだろうなという気が今お話伺っていただけでも、ではその先どうしましょうという話になったときに、副委員長おっしゃられたように、もう再三再四の世界だわね。各議員さんのレベルなのか、会派のレベルなのか、議長から冒頭ご発言があったというケースもあった。ありとあらゆる手段を通して、議会の側から、機関としての議会の側からも、また質疑・質問者のほうからもそういう部分でジェスチャーなりアクションなりあったにもかかわらず、動いていないというのもまたこれも事実ですよ。それでいくと、そういう議論を1回やるのはやぶさかではないですけれども、1度仕組みを変えてみて、それでどういうことになるのか、もしあれだったら1遍やってみたらいいのではないですか。それで、その2回目の議論として、その6月議会で方法を変えてやってみただけでも、改善されるのかされないのか、どういう形にやれば、もっとうまくいくのかねという話を進めていけば、いい形で動いていくのではないのかなという気がするのです、そういう流れで試しにやってみたらよろしいのではないですか。あくまで試行だから、申し合わせの話なので、それは申し合わせればできる話ですから。

金澤委員 要するにそんなに劇的に変わると思わないのですよ、実際の質問時間、全体が。

〔何事か言う人あり〕

金澤委員 いや、実際ほかの他市の例を見ても、そんなに変わらないのですよ。そんなには変わらない。実際に持ち時間35分だったら大体答弁も同じぐらい30分で確かにこの間もしたみたいに、野口議員は20分質問で、答弁が40分、これは特異なケースで、そんなには変わらないのですよ。ただ、やっぱりこちらの質問している議員の命というのかな、何でそんな余計なことまでしゃべるのだと思って、やっぱり精神的に不安定になるのですよ、本当に。すごいいららするのですよ。というのは、やっぱり傍聴席、自分自身も本気になって一般質問やっているのです、傍聴者もいっぱいお願いして、声かけて来てもらっているのですよ。そのようなときに、何だ、それはという、その答弁引っ張るなよというふうに精神的に本当にいららするので、言葉遣いも大変悪くなって、大変申しわけないのですけれども、そんなにはトータ

ルで見ると私は影響ないと思っています。どうしてもご心配ならば、総枠90分なら90分というデッドエンドを最大枠は決めていただいてもいいのかなというのは冒頭お話ししたとおりであって、どこかでやっぱり1回変えてみて、もし変わらないよと、そのほうがいいという議員が何人かいれば、それはそのまま使われなかったという議員はそのままでいいわけですから、そういうふうに1歩でも2歩でも進んでいただくことにご理解いただけませんか。

山本委員 いや、それは副委員長と私同じ意見なので、ただ、一番ざあっと時間が引き延ばされる質問の仕方ってどんな質問の仕方なのかなと思ったら、これは何ですかという質問をひたすら繰り返していけば、それは僕はもう無限に時間延びていくと思うのですけれども、ただ、議員の、うちの場合の質疑・質問というのは、皆さんそれぞれご主張を持ってやっていらっしゃるから、それなりに発言片道側で時間使っているから、あらかたの方が。こうしたほうがいいと思っているからこういう質問をすとか、この点についてはこういうふうに運用していったほうがいいのではないと思うから、質疑の中でそういう主張も織りまぜながら皆さんされているから、片道の中でそれなりの主張を持って時間かけて質問されておられるから、その質問のスタイルが変わるとも思えないのですよ。それだけご主張持って質問されている方がある日突然、片道30分になったから、これは何ですか、これは何ですかみたいな話をひたすら繰り返していくような質問のスタイルが変わるとも思えない。一定の主張を持って一定の説明を加えながら質問をしていくというスタイルが変わらない限りにおいては、おっしゃるとおりそんなに時間が延びるという心配はないのかなという、そこまで延びる前に多分質問側の発言時間がゼロになってしまいますよ。これでいきなりこれは何ですかという質問をひたすら繰り返すような議員が出てくるとも思えないと思います。それはものによるからわかりませんよ。そのひたすらこれは何ですかというのを質問を繰り返していくような議員さんが出てきたら、それは考えなければいけませんけれども、今の皆さんの質問の仕方という部分を考えている限りにおいては、試しにやることに支障が生じるというのはちょっと私自身聞いている中ではちょっと考えづらいかな。だから、やってみる中で何か不都合が出るかもしれないというところはちょっと感じるころおっしゃるとおりあるので、1回やってみて、それで改善するならするで、また考えればいい話ではないかなというふうにお伺いをしていてちょっと思ったです。試し、試み自体をとめるというところまでの支障があるとは思えないというふうにちょっと感じました。

委員長 何かありますか。

今いろいろお話の最中ですが、基本的にはその1時間半という時間帯でいくというふうなことになる、なかなかいろいろな議事運営というのが開会中でも結構厳しい内容は出てこないとも限らない。内容はあると思います、問題点で言えば。

それとあと、だから今先ほど宮岡委員さんのほうから話が出たのですが、1回執行部と話

し合ってみたらどうでしょう。

金澤委員 私はその執行部のほうで実際に主幹職、課長さんあたりが一生懸命原稿を書くと、そういうふういろんなヒアリングをしている中で、議員が一生懸命質問してくると、そうすると当然向こうにもその真剣度が伝わってくるわけですよ。執行部としても、ああ、これは重要な問題だと。となると余計丁寧に、丁寧に説明文、答弁を書きたくなると思うのですよ、当然。だから結果として長くなると。どうでもいいやと思っていけば、ではよく検討します、今後検討しますで終わってしまうわけですよ、答弁が。だけれども、そうではなくて、でも議員さんの言っていることもわかるし、実際執行部側としてはここまでの努力はしているのだよとか、こう考えているのだよというのが言いたいから、一生懸命だから書くわけであって、だから簡単に書けということ自体、もう殺生な話なのです、実際問題として。だから、おのずから答弁の簡略化を求めるのにも、やっぱり限界があると。ケーブルも含めて傍聴している、聞いている人もわからないでは困るし、そのバランスというのは、ではどこでつけるかという、やっぱり切磋琢磨してお互いにやり合う中で、おのずからバランスをとれていくしかないと思っているのです。だから、一般質問の持ち時間だけを60分にしろと言っているわけではないのですよ。持ち時間60分にしろというわけではなくて、35分とか40分とか、基本的に議員の質問とか、主義・主張、私はこう思うからこういうふうに変えるべきではないかというそのまぎちんとした市民の代表で来ている議員の言う主義・主張が基本的にまず伝わって、それが保障されるということが優先順位で1番ではないのかなと、そのためにはこういう改革を試してみるのも一つの手ではないのかなというふうにして提案させていただいているということなのです。だから、話し合うというのはわかりますけれども、限界はあると思います。

〔(それはあるよね) と言う人あり〕

金澤委員 うん。だから、どこかで決をとってやるかやらないか、もう決めていただくしかないと思います。

山本委員 過去、前にいただいた資料で、大体石田議員さんなどが、私だとか金澤議員さんの発言時間というのは、大体片道30分ぐらいでおさまっているのでしたよね、今のところのやり方で。そうしたらそれでいったら例えば片道30分、おおむね1時間15分を超えないとかいった部分で試しにやったらいいのではないのかな。そんなに変わらないと思いますよ、多分。いう感じではないのかなというふうにするので、ちょっとそれで6月試しにやるということと、その宮岡委員おっしゃるように、いずれにせよ、答弁側の皆さんのご協力もないと、質問の精度といいますか、精緻さというか、せつかくここで試しにいじってみよう、やってみようという話なのだから、よりいい形にしていくという部分では、執行部の皆さんのご意見も聞きながらご協力もいただく話だろうから、それはそれでお話をするという部分については、

この委員会になるのか、全員協議会みたいな、一般質問される方ほかにもいらっしゃるの、皆さんのご意見を率直にご議論するような場を設けるとかいうのもあっていいのだろうなというふうに思うので、試しにやることと話し合いをすることと両方やってみるということにしたらいかがですか。両者並行してみて、6月を閉じたところでまたそれで検証したらいいではないですか。繰り返しになってしまうけれども、とにかくやれることはみんなやってみたらいいのではないのでしょうか。この点に関してはお作法の話なので、とにかく変えてみたらいいと思う。

委員長 意識の問題だと言えば意識の問題かもしれないし、その辺のところでは1回ざっくばらんな執行部との意見交換、どうですか。

〔何事か言う人あり〕

金澤委員 済みません。そろそろ時間も5時になるので、この議題に関しては、課題に関しては決をとっていただくように委員長にお願いしたいのですけれども。

委員長 どうですか、そっちは。

金澤委員 積極的な反対理由、これでやったらとんでもないことになるよという積極的な反対理由がもしないようであれば、とりあえず決はとらさせていただきますたいのですけれども。

〔(4つ……) と言う人あり〕

金澤委員 そう、そう、そう。だからもう時間もないから、5時過ぎてしまうから、あと実は4つやらなければいけない、4つあと。

委員長 委員長の立場として、こちらから今執行部と話し合ってみたらどうかという案が出ているので、それを1回持ってから、もしあれだったら議長名で文書で要望書、執行部に対して答弁を短く簡潔にスムーズに行くようお願いしたいというふうな文書による要望書とか、そういうのを1回やってからやられたらどうかと思うのですよ。今正直言って、こっちの10人いる会派で、これで一番いいのが今の1時間制で、それがいいのではないのというふうな立場を持っているわけですから、大体半分の人が一般質問やる、やらないは別にして、半分の人が現行でいったらどうかというふうな考えを持っているわけですから、余り無理にやるよりも、1回執行部と話し合いを持たせていただけてどうかという気はするのです。

金澤委員 一番最初に原則で、多数決をとるということを決めましたよね。本当に積極的なとんでもないことが起きると、それ無視して決とるのかというふうに言われるのだったら、私もではそれもうちょっと考えましょうよ。無理が何でも切るわけではないと思うのですよ。だから、もしそれやって賛成できないということであれば、その積極的な反対の理由を示していただきたい。それが示していただけないのだったら、反対なら反対で結構なので、決はとらさせていただきますたいと。これは一番最初にこの委員会の原則として確認させていただいたことだと思うのですけれども、いかがですか、3人の方。



宮岡幸江委員 積極的な反対ね。私はこの1時間というのは、聞く側の、これは市民にいかにもみんなさっきからわかりやすく、そして受け入れやすくしてもらっているかといったら、1時間が限度だと思うのです、1人の方に。1人の質問者というか、一般質問も。それ以上長くするというは、やっぱり聞く側のことも、市民の人たちが考えるのもそれのところが一番私は最高の60分と思っています。自分でやってきても、確かに60分ぎりぎりだったり、40分ぐらいだったりときもあったかもしれないのだけれども、1時間あれば結構できるというか、それはそのようにまとめてくるのが議員の仕事、それも自分の割り当てられた時間の中でわかりやすく、そして執行部側等の話をできる時間かなと思って、自分は努力してきたつもりだし、それをやってきた私とすると、1時間で十分と思っています。

金澤委員 では私の話聞いていただいているんですね。私もだから縮めるために、縮める努力しているのですよ。縮めている努力しているのに、聞いてもいないことしゃべるし、質問を落としているにも、同じことを答弁そのまましゃべっていると。変わらないから言っているのですよ。60分が限度だと言うけれども、60分の限度というのは根拠はないではないですか。65分だったら、55分なのですか、60分ってないではないですか、根拠は。ないですよ、根拠は。決めただけです。切りのいい時間で、1時間の60分が相当するだけです。根拠はないのですよ。だから、それをでは90分ならいいのだと言っているわけではないのですよ。60分という枠はある程度決めながら、基本的に議員の質問時間を保証した中で60分前後におさまるように変えてみたらどうかと言っているのですよ。積極的な反対の根拠になっていないですと私は思いますよ、今のは。

宮岡幸江委員 自分が第三者的にというか、議長やらせてもらって、第三者的に聞かせていただいて、同じ質問、よく執行部側も先ほどと同じ答弁をいたしますがということに関しても、それを引っ張る議員も結構いるわけですよ、1時間もたせるために。それをまた時間が長くなれば、やっぱりそれ同じ、もっと無駄な時間というか、なるのではないのという心配がすごくあるのと、それからほかの市町村で1人持ち時間30分と、それで1時間ちょっとでそんなに長くなるということは今までにないと言うけれども、うちの議会はまた違う議員ですから、それはわからないと私は思っています。全然そこの中でおさめるとは思っていないし、それで先ほども言ったけれども、市長なんかにしてみれば、政治的なことを長くなれば、もっと長くなる可能性はあるわけではないですか。それから、執行部側も説明を一つ一つこちらの思い、熱い思いを聞いてくれれば、答弁も長くなるのは当たり前とおっしゃっていましたよね。そうしたらやっぱり長くなるのですよ。それのところやっぱり私はある程度決められたところでしっかり質問もするというは、これは訓練の一つではないのと思うのですけれども。

〔(時間延長の決をお願いしたいんですけど) と言う人あり〕

委員長 時間延長、時間延長もありますけれども、いろいろ話し合ってきたのですけれども、まだ

それなりにもうちょっとまだほかにもありますし、日にちを改めてやられたらどうかと思うのですが、3日の日。

山本委員 若干の時間延長はお願いせざるを得ないのだろうなというのが1点。

それと、今出ている案件については、うちとしてもちょっともうこれ以上折り合いがつかないのだったら、もう採決してください。質疑の打ち切りの動議を出す用意があります。

それと、あとこれだから落とすところとしてご提起申し上げますけれども、だから何度かさっき申し上げましたけれども、選択制で試行するというので折り合いがつかないのだったら、もう採決していただきたい。選択制であれば、そちらの会派の皆さんのご意向がそういうことであるならば、そちらを選択されればいい。とりあえず変えてやってみたいという議員がこちらの側にはいるわけだから、その人にはそういう形でやらせていただきたい。それで6月やってみることで、後の検証の材料には十分なりますから、選択制で試しにやるということで折り合いがつかないのだったら、もうこの場で採決をしていただきたいということでお願いします。

委員長 それでは、5時近くなりましたので、もう少し話が決着つくまで時間延長したいと思います。

今そういうふうなご意見出しましたが、どうでしょうか。

横田委員 一番ここでちょっと気になっているのが、先ほど副委員長、マックスは決めるのだったら決めてもいいのではないかなというので、それがあればまだいいかなというところはあるのですが、やはり質問者によって、今のこの議会ではそういう人たちはいないかもしれないですけれども、ちょっとの質問をして、ずっと答弁を引っ張るといようなことになると、もう終わる時間が全くわからないということが起きてしまう。その辺きちんと決めておかないと起きてしまうと思うのです。なので、その辺はやはりきちんと決めておかないと、なかなか難しいのかなという感じています。

山本委員 選択制でやるにしても、おっしゃる点については申し合わせ決めておかないといけないというふうに思います。ただ、厳格にやられてしまうと、それはそれでまた同じ問題が出てきますから、申し合わせるにしても、例えばおおむね1時間20分程度でおさまるようにしましょうみたいな緩やかな決めであるべきだとうちとしてはちょっと考えています。だから、副委員長おっしゃったように、79分だからいいとか、81分だからだめだとかいうレベルの話となると、だから例えばおおむね1時間半とか、おおむね1時間20分を超えない範囲でやりましょうみたいな緩やかな決めにさせていただいて、試しにやってみるということで、おおむねの時間提示はだから横田委員おっしゃるように、これ試しにやるようにしてはったらいいと思うのです。そうしないと確かに質問の仕方によったらあるかもしれない。それは確かに深谷の市議会なんかは片道30分でやっているというふうに聞いていて、何回か傍聴行きました

たけれども、そういった部分が懸念が全くないか、それはもうただやってみないとわからないオーダーの話にどうしてもなってしまうので、おおむね1時間20分とか、1時間半とかいうところで決めた上で、選択制で、選択する人がそれフルでやってみるということではいかがなのでしょうか。

委員長 今出たところなのですが、ちょっとここで10分休憩させていただきたいと思います。

午後 5時01分 休憩

午後 5時10分 再開

委員長 会議を再開いたします。

それでは、先ほどに引き続きまして、一般質問について行いたいと思います。

ご意見がある方はお願いします。

山本委員 先ほど選択制で試行してはどうかということでご提起を申し上げました。保守系クラブさんのほうのご意見お聞かせいただけますか。

横田委員 それで、一応保守系クラブとして、5つほどちょっと提案というか、こういう形でやってもらいたいというのをちょっと言わせていただきたいのですが、まず1つ、今、山本委員言われたように、選択制をとるということです。それと一応その執行部と話し合いは設けるといこと、これが2つ。それと3つ目が質問時間なのですけれども、30分という形でどうか。30分でさっきちょっとマックスどのくらいというお話をしたのですけれども、75分と。

〔(それは4番ですね) と言う人あり〕

横田委員 4番。それは4番目、はい。

〔(70分) と言う人あり〕

横田委員 75分。だから15分オーバーまで。

〔(あと議長名) と言う人あり〕

横田委員 それともう一点、議長名でその簡潔な答弁を要望するというこの5点を保守系クラブとして希望して採決をとっていただければと思います。

委員長 というふうなことなのですが、いかがでしょうか。

山本委員 うちとしてはこの5条件結構ですよ。

委員長 ほかの会派はどうでしょうか。

公明党さん。

金澤委員 30分では寂しいので、35分でいかがでしょうか。いや、30分では以前よりも、私平均してみると短くなってしまいますので、何の意味かもわからないわけで、できれば40分、できれば40分なのですけれども、そうも言わないので、5分妥協して35分で妥協したいと。

横田委員 一応その30分と出たのが、質問30分、答弁30分で、今までの60分の中では半分半分を基準

にしたのと、あとこの前もちょっと資料見せていただいたら、30分までいっていない質問時間が結構やっぱり多かったので、30分かなという。

委員長 公明党さんではなくて、共産党さんは。

安道委員 基本的には試行ということですから、これはやっていただいて。

委員長 時間的には。

安道委員 それもやってみて、それもひとつ後にそういう時間が、その質問時間がみんなして不足したなんてことについては、検討する余地があるのではないですか。

委員長 最初にだから30分とか35分とか決めておかないと。

安道委員 今回ね。

委員長 うん、今回。

安道委員 そちらの提案だと30分ということですよ。

委員長 30分、はい。

安道委員 結構ですよ。

委員長 30分でいいですか。

安道委員 はい。

金澤委員 いや、過去の3月議会でしたっけ、調べてもらっても、ほとんどの人は、1会派1人抽出して調べてもらったけれども、1人だけだったのですよ、30分切っているのは。実際には皆さん三十二、三分でなっていないませんでしたか。

〔(いや、そうじゃない) と言う人あり〕

委員長 ちょっとでは事務局から説明をお願いします。

議会事務局主幹 実際には反対で、行数換算なので、実際には話すスピードによって大分違うと思うのですけれども、ですから野口議員さんは行数では19分となっていますけれども、実際議員さんのしゃべり方ですと、もうちょっと多分時間はかかっていると思います。ですから、何とも言えないのですけれども、あくまでも発言文字数というのですか、で換算すると30分発言されている方は逆に言うといない。執行部側のほうが行数的には多くなっているということです。

金澤委員 ということはそれだけ我慢していたということですよ、議員が。逆に言うと我慢していたのですよ。だから、改革をするのであれば、では議員35分にして、その分プラス5分ぐらいは執行部の答弁を簡略にしてもらおうと、これが議会改革だというふうに考えてください。

横田委員 大体30分でいいのではないのかなという、今までもちょっと短かった。

委員長 どうします。30分、35分あります。

吉澤委員 今提案されている30分というのは、別にだからおおむねの目安ですよ。そこで別にしゃべれなくなるという意味ではないのです。ちょっとそこだけ確認しておきます。

〔(いや、いや、そうじゃないよ。違う、違う) と言う人あり〕

委員長 今の段階ですと、おおむね30分という話、話というか、だから質問のほうは30分ということですよ。その30分したら、あとだから答弁が残るかしれないし、答弁残ったらそれは答弁して終わりということですよ。

〔(そう、そう、そう、そう) と言う人あり〕

吉澤委員 30分ででは制限されるということですね。

委員長 そうですね。

吉澤委員 そうすると75分。

委員長 それは答弁を含めて。

吉澤委員 含めてですけれども、だからそれも75分あるのだったら、わざわざその30分を制限する意味が逆に。というか、わかりますけれども、今回の趣旨が何かどんどん、またその75分で、質問時間が30分で、答弁のほうは長いですよ、そうすると。

委員長 そうするとだから75分ということは、答弁が短ければ30分ぴっちりいくけれども、そうですね。答弁が長いと30分切ってしまうかもしれないね。

横田委員 75分と言ったのは、結局質問に対して答弁がどんどん、どんどん、ちょっと質問して答弁長く、ちょっと質問して答弁長くというようなことが起こってしまって、どんどん、どんどん時間が延びてしまうと困るので、75分というのをマックスで設けたほうがいいという。

委員長 今よりは15分長いですからね。

吉澤委員 これは例えば答弁30分ではだめなわけですね、チェンジは。

委員長 答弁30分だと、答弁30分して、質問が残っているのに……

吉澤委員 できなくなってしまうからね。

委員長 できなくなってしまうから、議員とすると質問できなくなってしまうという形になってしまいますよね。

金澤委員 要するにその一般質問のスタイルって、人それぞれあって、質問を短くして、どんどん執行部にしゃべってもらって、それを市民に聞いてもらおうというスタイルの人もいるわけですよ。だけれども、自分の主義・主張とか提案、これを何とか実現したいのだというふうに考えて、こういうふうに他市ではやっているよとか、こういうふうにやっているのだから、ここはこうやるべきではないかというその主張提案型の議員さんは自分のしゃべっている時間が長くなるのですよ。だから、それは人それぞれなので、ではどっちがいいか悪いかはそれは別な話なので、ただ質問時間を決めておいて、ただし、1回目例えばでは10分質問しましたと、そのときに65分1回目に答弁されたら、確かにもう2回目聞けなくなってしまうのですよ、理論上は確かに。でも、それは良識的な範囲内でそんなことはしないだろうと、お互いの信義に基づいてやっていくしかない。だから、こうなったらどうするのだ、こうなっ

たらどうするのだと言っていたら切りがないから、それはもうある程度途中では議長にいて、答弁打ち切り言ってもらおうとか、いろいろとそれはやり方はもう議長を含めて議会として、よりいい、市民にもわかりやすいし、質問する人も納得できるような質問のあり方というものを考えていくしかないかなというふうに思っているのですけれども。

委員長　　ということで、それで何だったかな。

金澤委員　　だから、35分でいいのではないかなと。

委員長　　何かありますか。

吉澤委員　　だから、ある意味においては今よりその制限されてしまう人も出てしまうわけですよ、質問時間が30分だと、今、質問時間が30分を超えている人から見たら。

〔(超えている人から見たらね) という人あり〕

委員長　　うん、質問時間のほうが長い人は。

吉澤委員　　これは何か制限、おおむね目安として……

〔(選択しなきゃいいんだよ、そういう人は) という人あり〕

委員長　　うん、そう。

〔(今までどおりやればいいんだよ) という人あり〕

吉澤委員　　選択制で、ではもう一つの方法がこの新しい質問時間30分、75分が上限ということかな。

〔(45分しゃべりたい人は、1時間だから限度しゃべってればいいわけだよ) という人あり〕

委員長　　それで、確認しておきたいのですけれども、試行的に6月議会で議運とか、そういうのがあるからあれですが、議長のほうに話すには、試行的に6月議会で選択制にして、それで質問時間30分をとる人と、あと総枠で60分をとる人と、それは選択制ですというふうな内容でいいわけですよ、今話が出ている内容は。

それとあともう一点は、今ちょっと事務局で大変かもしれないのですけれども、行数で何分、何分とやっていると思うので、実際に今回の試行やったときに、質問と答弁の時間をちょっと人によってはかっていただくと、また参考資料になるのかなと思うのですが。

議会事務局主幹　　現在の残時間表示のほうは、1個の時計しかございませんので、30分のほうを選択された方は30を表示するしかないと思うのです。それで、議員さんの発言に応じてスタート、ストップ、スタート、ストップで減じていくと。片や75のほうの計測をだれかがどこかでしなければいけないわけなのですけれども、それはどこにも表示できないので、例えば60分たったら鈴を鳴らすとか、一例ですけれども、そういった措置が必要になってくるのかなと、30分を気にしながら、片や75分もだれかが計測したのを頭の片隅に入れておきながら質問しなければいけないというふうなテクニックにはなってくるのかなと思われま。

もう一点は、議運のほうで最終的には決められる事項かなとは思っているのですけれども。

委員長 自分の時計なら時計で例えば11時に始まれば、12時15分に終わるとか、75分だと。いうふうな形の総枠はある程度自分でも理解しておけばいいのかなという気もしますが、それは正確に一般質問をやる人にとっては、事務局のほうで1時間たったら何かするとか、1時間15分になったら、議長に75分になりましたというふうなことを伝えないといけないわけでものね、30分以内に。その辺ちょっと大変とは思いますが。

それとあと、だからその質問と答弁の、質問が30分で、それで総枠が1時間ならば、あと引けばいいわけですから、その辺の記録を残していただければという話。

安道委員 そうしたらこの5点の中の質問時間30分はこちらが一応オーケーしますが、もししたらこのマックス75分というのにこだわる必要ないというか、おおむね1時間としてとらえておけばいいのではないですか。このマックス75分というの……

〔(違うでしょう、それ) という人あり〕

安道委員 だって、やっぱりさっきも話でありましたけれども、やっぱり答弁の方にも努力してもらおうというふうなことが前提としてあるのだとしたならば、むしろおおむね1時間ぐらいでお互いに努力しましょうということなのだから、この75分というのをあえて計測するようなことは必要ないのではないのかなと思いましたが、その30分。

委員長 1時間というふうな今……

〔(おおむね1時間と) という人あり〕

委員長 おおむね1時間、現行1時間と同じで。

はい、どうぞ。

山本委員 私の理解ではこのマックスはおおむねだと思っていたから、おおむね75分ということで理解していたので、確かに答弁のスタイル読めないところでの試行になるから、マックスの時間長目にとっておいたほうがいいだろうという気がするので、私もだからご提起の側で75分、おおむね75分を超えないとかのような決め方で、だからストップウォッチではかるようなところまで厳格に運用する必要があるかと言われたら、ちょっと微妙で、議場内にも時計があるわけだから、大体切りのいいところで始めるとかいう形にしておいて、おおむね来たから、そろそろ申し合わせの時間になりました。ではまとめてくださいみたいな話でやりわり終わらせていくような形でいいのではないかなという気がしています。それで30分、40分さらに引き延ばすような議員がもしいるのだったら、それはもう発言の打ち切り動議出せばいいわけだから。

委員長 発言を遮って悪いのだけれども、例えば30分なら30分やっていて、それで残りの15分というのは、75分としても1時間だとすれば、そこはだから答弁者側の15分になってくるわけだから、本人は30分しかしゃべらないわけだから、答弁者が30分で終われば1時間で終わってしまうし。

〔(いやいや、いいですか、じゃ。ちょっと違う) と言う人あり〕

金澤委員 例えば残り自分が30分のうち25分しゃべったとしますよね。最後向こうがずっと延々しゃべられたとするではないですか。そうすると実はもう5分あるのだけれども、もう75分近くなっているよと、そういうときには最後きちっとこれだけは言って終わりたいという場合があるわけですよ。そういうときにはもう時間だから、もうその後ピー、ぷつんではなくて、もうそろそろ時間です所以说ったときに、答弁者にある程度ぱっと締めてもらって、最後議員なら議員がやっぱりその30分、残りの5分は一言、1分でもしゃべれるようなぐらゐのルールにしてもらったほうが私は現実的にいいのかなと思います。

〔(持っているでしょう、自分はそれ) と言う人あり〕

金澤委員 だけれども、それが75分にまでいってしまうと、もうそれ以上はマックス75分だからだめだよとやるのではなくて……

〔(5分は残っていてもそれはパアになっちゃうからということ) と言う人あり〕

金澤委員 そう、そう、そう、そう。それは切ないので、ではもし例えばたまたまその答弁者がぐつと引っ張った場合にですよ、明らかに。ないとは思うのですけれども、その場合にはだからおおむね75分ぴったり00秒ではなくて、多少でも時間が残っているのであれば、ある程度その議員の持ち時間としても認めてもいいのではないかなと。

議会事務局長 今75分という議論があるようなのですけれども、今9時半から始めますと、ちょうど2時間半で12時ぴったりで、12時に終わるということを考えると休憩時間がとれないかなと、今2人と3人という考え方ですと、そういうふうになりますけれども、その辺はちょっと時間を早めるとか、そういうことが必要かなと思いますけれども。

以上です。

〔(9時ですね) と言う人あり〕

委員長 9時開始。

山本委員 今の分だと、だから一般質問の3日間だけ9時20分開議にするとか、要するにその間に入れる休憩時間分だけ繰り上げて始めればいいわけですよ。ということです。だから、10分休憩入れるのだったら9時20分開会だし、15分休憩入れるのだったら9時15分開会にするということで申し合わせればいいということだと思います。確におっしゃるとおりで、マックス1時間15分で運営しているというのは確かにあるので、ただおおむねと考えると9時開会なのでしょう。多少前後するということ織り込むのだとすれば、9時開会にしておけば、12時には終わりますわね。そういう形ではないかなというふうに思うので。

あと、何か片道30分がいいか、35分がいいかという部分はちょっと議論分かれるのかな。ちょっといずれにしても、その文字数の割合で割り出した計算なのだろうから、今出ている



のが。音声データで時間はかった上で、その部分だけ決めればいいのではないですか。おむね今しゃべっている人が割りを食わないような形で選択できるという形でできるような合理的な時間で片道の時間を決めればいいのではないのでしょうか。35分入り用だったら35分になるだろうし、40分見ておかないといけないというのなら40分だろうし、40分片道見してしまうと、多分マックス80分になってしまうだろうなという気はしますけれども、30分、35分、40分ぐらいのところで妥当なところで決めればいいのではないのでしょうか。あくまで選択ですから、それで不利益こうむりそうだと思えば、従前どおりやられたらいいのだと思うので、そういう形でやんわり決まるのだったら決めていただいてというふうに思いますけれども。

金澤委員 きょうこれはもう決とりたいと思っているのです。今言ったように、せっかくそこまで条件をきちんと提示していただいているので、あとはもう条件闘争なので、30分なのか、35分なのかで、それがおかしいとか、もうそんなの必要ないと思ったら、選択制で今までどおりやってもらえばいいわけだから、30分では足りないのだよと思っているから、提起しているわけで、そういうために議会改革のために提案させていただいているので、選択として35分なら35分質問時間をそれも認めていただくというのは不可能なのですか。だって、それがおかしいとか、そんな長い時間、そういう議員は工夫が足りないのだと思う人は選択制にしなければいいわけでしょう。

宮岡幸江委員 とりあえずやってみるということで、今回うちのほうもこれを出したわけだから、とりあえずこれでやってみたらどうですか。

委員長 30分でやってみたら。

〔(もったいないんじゃないですか) と言う人あり〕

委員長 今いろいろ話出ていたのですけれども、局長のほうからも出たのですけれども、いろいろ前のを思い出したのですけれども、やっぱり9時半から始まって、1時間、1時間でやって、30分余るからそのときに代表者会議をやるとか、議事日程について、そういうふうなことで1時間がいいのではないのというふうな話もたしかあったような気がします。だから、いろいろなことを例えば15分延ばすということになってくると、今度は開会時間も動かさないといけなくなってしまうとか、そういうふうなことも起こるので、とりあえずは今の状況で、マックスで75分ぐらいで、質問時間30分にしておいて、それでなるべく早く終わる分には早く終わって、開会時間を動かすということになると、また大変ですから。

〔(何で大変なの) と言う人あり〕

委員長 9時20分から始めるとかということになると、皆さんの代表者会議とか、そういうふうなところに諮って、うちのほうで委員会で行ったからどうのと言うよりも、もうちょっと範囲が広がるというか、議運にかけるとか、そういうふうないろいろ段取りになってくると、局長のほうどうです。

議会事務局長 一応申し合わせ事項等の変更にもなりますので、代表者なり、議運なりを開いて、そこを変えるということであれば、そこで決める必要あるかと思います。

委員長 ただ、今の状況で皆さんがだから大体自分の30分持ち時間で、答弁も短くしてあれすれば、だからマックスやっても休憩時間は10分ぐらいは残るかどうかがうらひのことにはなるのではないかと思うので、一応それで議長のほうに話して、いや、10分早めたほうがいいのか何とかという判断になってくれば、その辺のところはこちらにお任せしていただいてもいいですか。

はい、どうぞ。

金澤委員 普通の会社は8時半から働き始めているわけで、別に9時から始めている議会だっていっぱいあるわけですよ。だから、改革しようとして、審議、より熟議の議会にしようとしているのに、別に9時半にこだわること自体が、では何のために議会改革特別委員会やっているのかという気がするので、それを6時からやりましょうと言っているわけではないから、それが9時20分なのか、9時なのかわからないけれども、9時からだって遅いのではないですか、普通の会社、一般市民の感覚からすれば。それで問題があるから、こちらのほうにせつかく改革議論している内容を抑えましょうというのでは、私はそれはちょっといただけないなという気がしますけれども。

委員長 いや、だから今話しているのは、今の現行のままで、今言った議決しても、午前中がぴつたりになるかもしれないけれども、皆さんの努力で10分やそこらは何とかなるでしょうから、現行のままでいくような方向でどうでしょうというふうなことで議長には話してみますけれども、いや、そういうふうにするのだったら、9時20分から始まらないといけないとか、9時からやらないといけないとか、そういうふうな議長の判断になってくれば、議運を開くとか、代表者会議を開いて、では9時からやろうとか、そういうふうな話にはなってくると思いますよ。その辺のところはだから、こっちで一概にこうだと決めてあれするよりも……

〔(ああ、そう、そう、わかった。なるほど) と言う人あり〕

委員長 うん、そういうふうな意味合いです、私が言っているのは。だから一任させてほしいと言っている。現行のままで議決しても……

〔(普通というか、議運に任せるといことですよ) と言う人あり〕

委員長 議長に任せて、議長の判断で議運にかけるかもしれないし、いや、それなら現行のままで大丈夫かもしれないとかいう内容になってくるということで局長いいのかな。お願いします。

議会事務局長 いずれにしましても、開会時間の問題もそうですけれども、あと質問の時間等も変更の部分がありますので、議運は開かざるを得ないと思います、いずれにしましても。

山本委員 だから、委員長おっしゃるように、当然局長おっしゃるように、まずこれ試しにやるとい

うことについて議会、議運の議決はとらねばいかぬでしょうから、合意をとらねばいかぬから、それはそれで粛々と投げてください。ただ、おっしゃるとおり、その時間の細かい時間割りの作法をやりくりをどうするかという部分については、それは確かにもう議会運営委員会に投げるのか、議長のご判断の部分になるのかというのは、それはちょっと両方のご判断なのでしょうから、それはそれで委員長のあらましの部分で持っていただいているのかなというふうには思いますけれども、ただ、とりあえずこれはここで試行しましょうということを決めるということであれば、その部分は粛々と進めていただけるような形で進めていただけるのであれば、細かいことはお任せしますけれども、ただ、要するに午前中の1回目の休憩中に諸会議を入れないということになるわけですよ、これ選択制の人が2人入ってくれば、午前中に。先着順でやるわけだから、これも確率の問題だからわからない。日によっては恐らくそこにもう会議入れられない。75分、75分で休憩で10分繰り上げても、10分で会議できないから、それはもうそこには議会の会議日程として代表者会議であったり、その他の諸会議を入れないということになるわけだから、そういった部分で運用していく必要があると思うので、その部分の調整はどこかでやらねばいかぬ、そういうことでしょうね、それは。

委員長 運用については、例えば昼休みに代表者会議を持っていくとか、いろいろ議長のほうで判断されると思いますので、その辺のところはというふうなことで、現行の今75分の範囲ぐらいただいたら何とかおさまるのかなというふうな気持ちでいます。

金澤委員 35分にならないかね、5分。

委員長 30分。とりあえずだから……

横田委員 今回は30分でやってみて、短いと感じたら。

金澤委員 わかりました。

委員長 では、そういうことで、皆さんの範囲をとらせていただくと、やっぱり30分で、75分がマックスということで進めると。

〔(おおむねでいい、おおむね) と言う人あり〕

委員長 おおむね、おおむねね。

山本委員 ということと、あとこれは6月閉じた時点で、その時間の長い、短いも含めて検証するというで決めていただければそれで、6月とりあえず30分でやるというのは結構です。

委員長 時間をはかっていただくということで。

〔(決ってください) と言う人あり〕

委員長 それでは、今質問時間は30分、長くなると余分なことが入りまして申しわけない。正確に言います。質問時間が30分、答弁を含めマックスで75分、そのほかにこれは選択制であるということ、あと執行部との話し合いを持つということ、議長名で答弁を短くするように要請

をすると、文書で要請するというので、その案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

〔挙手全員〕

委員長 ありがとうございます。全員一致ということで決定させていただきます。

一応もう37分経過しましたので、まだ議題が残っておりますので、次回の日程を決めさせていただきます。

〔(あとどうするの) という人あり〕

委員長 次回やりましょう、次回。

〔(これでもやらないとまずいんじゃないの。間に合わないんじゃないですか) という人あり〕

委員長 でも、まだあれでしょう。3日か何かにやれば間に合うでしょう。前回3日に予備日みたいな形で。

〔(とりましたか) という人あり〕

委員長 うん。あのほら、資料が……

〔(ちょっと暫時休憩してもらえますか) という人あり〕

委員長 暫時休憩いたします。

午後 5時38分 休憩

午後 5時44分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

次回の委員会は6月3日金曜日午後1時から行います。きょうに引き続き皆さんに提案されている事項を次回も行いたいと思います。

それでは、きょうは……

〔(それとワーキングチーム) という人あり〕

委員長 ワーキングチームね。

〔(メンバーを決めて、その日程も決めたいのです) という人あり〕

委員長 では、暫時休憩。

午後 5時45分 休憩

午後 5時46分 再開

委員長 それでは、会議を再開いたします。

ワーキングチームは、保守系クラブが小島委員、横田委員、公明党さんが金澤副委員長、そして共産党さんが吉澤委員、みらい市民クラブは山本委員と、以上5名が決定いたしました。

た。

あと、日程については、後ほど決定していただきたいと思います。よろしいですか。

〔(はい) と言う人あり〕

△ 閉会の宣告（午後 5時47分）

委員長 それでは、以上で本日の会議を閉じたいと思います。

本日はどうもご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

議会改革特別委員会委員長 駒 井 勲